

第百五十六回国
参議院外交防衛委員会會議録第三号

平成十五年三月二十五日(火曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 松村 龍二君
理事 山下 善彦君
山本 一太君
広中和歌子君
高野 博師君
小泉 親司君

委員

河本 英典君
佐藤 昭郎君
桜井 新君
日出 英輔君
舩添 要一君
矢野 哲朗君
佐藤 道夫君
齋藤 勁君
樺葉賀津也君
遠山 清彦君
吉岡 吉典君
田村 秀昭君
大田 昌秀君

国務大臣

外務大臣 川口 順子君
国務大臣(防衛庁長官) 石破 茂君

副大臣

防衛庁副長官 赤城 徳彦君
外務副大臣 矢野 哲朗君

大臣政務官

防衛庁長官政務官 佐藤 昭郎君
外務大臣政務官 日出 英輔君

事務局側

常任委員会専門員

田中 信明君

政府参考人

内閣官房内閣審議官

増田 好平君

内閣府沖繩振興局長

武田 宗高君

警察庁警備局長

奥村萬壽雄君

防衛庁防衛局長

守屋 武昌君

防衛庁運用局長

西川 徹矢君

防衛施設庁建設部長

生澤 守君

外務省アジア大洋州局長

藪中三十二君

外務省中東アフリカ局長

安藤 裕康君

資源エネルギー庁長官

岡本 巖君

海上保安庁次長

津野田元直君

本日の会議に付した案件

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(米国等の対イラク武力行使に関する件)

(イラク問題に伴う国内テロ対策等に関する件)

(イラクの復興・復興支援、周辺地域への支援等に関する件)

(北朝鮮情勢に関する件)

(ミサイル防衛に関する件)

(テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する件)

(沖縄米軍基地問題に関する件)

○委員長(松村龍二君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。川口外務大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について説明いたします。

改正の第一は、在チェンマイ日本国総領事館の新設を行うことであります。

改正の第二は、在バンコック日本国総領事館及び在ラス・バルマス日本国総領事館の廃止を行うことであります。

改正の第三は、新設公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとあります。

改正の第四は、その他の在勤手当について支給額の見直し等を行うこととあります。

改正の第五は、同法の別表に記載される在外公館名、国名、地名を慣用として相当程度定着した表記に改めることとあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額等の改定については、平成十五年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があるとあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(松村龍二君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

す。

○委員長(松村龍二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官増田好平君、内閣府沖繩振興局長武田宗高君、警察庁警備局長奥村萬壽雄君、防衛庁防衛局長守屋武昌君、防衛庁運用局長西川徹矢君、防衛施設庁建設部長生澤守君、外務省アジア大洋州局長藪中三十二君、外務省中東アフリカ局長安藤裕康君、資源エネルギー庁長官岡本巖君及び海上保安庁次長津野田元直君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(松村龍二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松村龍二君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○舩添要一君 まず、イラク情勢について伺いたいと思いますけれども、この戦争の現状につきましてあらゆるマスコミが時々刻々報道しているところがございますけれども、外務省にお伺いしたところでは、サダム・フセイン大統領の処遇をどうするかということについて、今でもまだ死亡の可能性を探る動きが外交努力で、例えばロシア経由であるとかフランスの仲介とか、そういうことで行われているのかどうか。

現状はいろいろ報道されているので既に分かっていますけれども、できれば、メディアに報道されていないようなところで外務大臣としてこういうところは注目して今後の展開を図るために見ていた方がいいというような点がありましたら、今

申し上げましたそのサダム・フセインの亡命の可能性云々というようなことなかが例えはそういう点ですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 亡命を探る動きについては外務省として、いろいろ報道はされておりますけれども、そういったことについて、それを確認をする情報は持っておりません。引き続きそういった努力はいろいろなところで行われているのであろうと推測はいたしております。

○外務要一君 外務大臣として、そのほか今後の展開について判断するポイントとしてこういう点はどうだというのは、外交当局として何かお考えあればお述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 既に、例えば戦争において、戦いにおいて今後二日ぐらいが山になるとか、いろいろな情報はもうマスコミで十分に出ておりますので、それに加えて更に外務省として、こういう点に気を付けたらいいとか、こういう点が押さえるべき点であるとか、そういう意味で申し上げるということはないと思ひます。

○外務要一君 防衛庁長官にも今の点を改めて再確認のつもりでお伺ひしますけれども、防衛庁として何か今後の軍事情勢の展開を探る上で把握なさっていることで、しかもこういう場で説明して構わないことがございますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは基本的に、委員も御指摘のように、その米英軍の発表以外のものというものにも私もそれなりに接していないわけではありますませんが、これはもう本当に作戦の機密を要することでございますのでそれ以上のご意は申し上げられない、委員もよく御案内のとおりでございます。

ただ、最近の報道を見ておりました感じますのは、当初言われておったように、もちろんブッシュ大統領は長引くかもしれないということも言っておられるわけでありまして、もちろんこれは織り込み済みなことでございますが、大方の人があられるは予想したように、本当に全く何も抵抗

なく行つたというのではないということ。そしてもう一つは、生物兵器のようなもの、いわゆる大量破壊兵器のようなもの、そういうものを間違つても使わないようにというふうな米軍の方は言っておられるわけでございますけれども、その懸念は依然として消えていない。あるいはどこかの場面ですれが使われることというのはもちろん懸念をされることであらうというふうには考えておる次第でございます。

○外務要一君 次に、日本の対応についてお伺ひしたいと思います。

先般、三月二十日にイラク問題に対する対処方針という閣議決定がございますけれども、まず第一にテロ対策についてお伺ひしたいんですけれども、閣議決定の第二に、国内重要施設、在日米軍施設、各国公館の警戒警備等、国内における警戒態勢の強化、徹底を図るということですが、テロも、警察庁にお伺ひしたいと思ひますが、テロというのはどこで起こるか分からない。ニューヨークのあのビルに普通の旅客機が突つ込むと思つていなかったでしょうから、当然米軍基地やアメリカ大使館その他は警戒を強化しているんですけれども、言わば盲点とか、そういう点についての警戒というのはいかがでしょうか。国民に対して安心を確保する対策をお取りになっているのか、やっているとすればどういふことをやっているのかということをお答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(奥村萬壽雄君) 今回のイラクに対する武力行使の開始に伴ひまして、国内治安維持に当たる警察といたしましてはテロの未然防止に万全を期してまいりたいと思ひます。既に、警察庁に緊急テロ対策本部、全都道府県警察に警備対策本部を設置いたしまして警戒態勢を強化しているところであります。テロリストを国内に入れない、拠点を作らせない、テロを起こさせないという三つの観点からあらゆる対策を推進しているところでございます。

具体的には、まず警戒警備でありますけれども、総理官邸等の我が国の重要施設、それから米軍基地を含むアメリカ、その支援国の関連施設、あるいは公共交通機関などにつきまして約六百五十か所、これはイラク攻撃が始まる前に比べまして数にして約二倍でございますけれども、この六百五十か所につきまして警戒警備を現在行つているところであります。とりわけ原子力関連施設につきましては、ライフ、サブマシンガン等を装備しております銃器対策部隊、これによりまして二十四時間体制での警戒をこれまで実施をしてきておりますけれども、今回その体制を更に強化したところであります。

また、今お話がありましたようないわゆるソフトターゲットといいますが、昨年バリーでデイスコ爆破事件がありましたけれども、そういうソフトターゲットがねらわれる傾向にあるということも、こうした人が多数集まる場所につきましても管理者に自主警備の強化を要請いたしましたほか、警察におきましても必要に応じて警戒を行つております。

それから、NBCテロも心配されるわけでありまして、これにつきましてもいろいろな情報収集を行ひましてその未然防止に努めております。万が一この種のテロが敢行された場合には、NBCテロ対応専門部隊というものを主要都道府県警察に設置しております。また、全都道府県警察の機動隊にも生化学の防護服とかあるいは生物・化学剤の検知器等を配備しております。これらを機動的に運用して対処してまいりたいと思ひます。

また、天然痘のテロというものもありますので、これに備へまして、天然痘が発生する可能性がある場合には、初動措置に当たる警察官に天然痘のワクチンを接種するという準備も既に整えております。

さらに、テロリストを入れないということで水際対策というのも大事であります。これにつきましては、入国管理局等の関係機関との連携、あるいは沿岸警戒を強化いたしまして、テロリス

トが入つてこないような潜入防止に努めているところであります。

それから、情報収集も非常に大事な柱であります。国内でのテロ関連情報の収集、それから各国の治安機関との情報交換などの情報収集活動も強化いたしまして、テロ情報の早期把握に努めております。

あと、いろいろ沿岸警備とかテロ資金対策、ハルジャック対策等いろいろな対策を強化しておりますけれども、いずれにしても、警察といたしましては、今後とも関係機関との緊密な連携を保ちながら、情勢に応じて更に警戒を強化するなどいたしまして、国内でテロが起きないように万全を期してまいりたいと思ひます。

○外務要一君 是非ほかの省庁との関連というのはしつかりやってテロ対策やっていた方がいいと思ひますけれども、このイラクの問題は、イラクのミサイルが日本に届くわけではないんで、基本的にはそれに関連するテロということこそ最も警戒しないといけない。特に戦争が長期化すればその可能性は高まると思ひますけれども、防衛庁としてはこのテロ対策をどういうふうにおやりになっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(西川徹夫君) お答えいたします。防衛庁では、平成十三年九月十一日に発生いたしました米国の同時多発テロを踏まえまして、その九・一一の日に防衛庁長官から警備強化が指示されておりました。今日に至るまで所要の警備諸対策を講じてきたところでございます。

しかし、先般、三月二十日に政府として示されました対処方針の中で、先生先ほど御指摘の国内重要施設、在日米軍施設、各国公館の警戒警備等国内における警戒警備の強化、徹底を図るといふ、こういう項目がございましたので、これを受けまして、三月同日、防衛庁長官を本部長といたしますイラク関連事案等緊急対策本部、これを設置いたしました。第一回会議をその日開催いたしました。その席上、防衛庁長官から、全国の自衛隊施設

の警備の強化を改めて指示いただき、全国の自衛隊施設等の警備強化を実施してきたところでございます。具体的には、全自衛隊施設、特に在日米軍施設と共同使用している施設ですね、こういうものに留意をした形での態勢の強化等、所要の警備諸対策を講じております。

なお、国内においてテロが発生した場合には、これまた先生お話がございました、第一次的には警察が対応というふうになっておりますが、その事態が一般の警察力をもっては治安を維持することができない緊急事態と、こういうふうな認められましたときには、治安出動により自衛隊が警察機関とも緊密に連携して対処し、例えばテロリストの発見、鎮圧、重要施設の警備等を行うと、こういうことになっております。

また、治安出動の要件に該当しないという、こういうふうな場合でありまして、必要に応じて警察から依頼を受けて警察の人員あるいは装備等の緊急輸送支援あるいは化学防護器材等の貸与等を行ったりする。あるいは、テロによって引き起こされました災害、この災害に対しまして、災害派遣により救助・救援活動などを実施する。先ほどございましたNBCテロの場合には、自衛隊の化学防護部隊あるいは衛生部隊、こういうものが中心となりまして被害状況の情報収集あるいは除染活動、傷病者の搬送、医療活動等を行うと、こういうことになって、こういうことが考えられております。

なお、現在、災害派遣におきます即応態勢の強化を図っております、全国の部隊で常時二千七百人規模の要員、部隊をもって二十四時間体制の災害対応態勢を維持しておりますところでございます。

防衛庁といたしましては、引き続き対応に遺漏なきを期してまいりたいと、このように考えております。

○外添要一君 地下鉄サリン事件のときも私は現場にいたんですけれども、化学防護隊が来るのが遅い、それから阪神の大震災のときも緊急車両動

けない、サイレンも赤ランプも付いていない、こういう状況をずっとこれまで指摘してまいりましたけれども、少しは改善されましたか。

国民が、そのVXガスなんというのは、サダム・フセインが持っているのは、地下鉄サリン事件を十萬回起こすぐらいの回数持っているわけですから、赤信号止まりながら化学防護隊来るんじゃない命救えませんが、それは改善されましたか。

○政府参考人(西川徹矢君) 先ほどサリンのときの御教訓のお話がございましたが、それに対して我々の方も緊急自動車ですね、そういうものの体制を数量的に強化してまいっておりますし、現在も既に発生いたしました場合には即時緊急状態で、独自の自衛隊の緊急自動車指定によって大體、大體といえますか、おおむねそこに行ける形になっております、当時に比べたら大分進んだと、このように我々は考えております。

○外添要一君 三月二十日の閣議決定では原油の安定供給ということを行ってまいりますけれども、先にこの安定供給について経済産業省、資源エネルギー庁の方にお伺いいたしますけれども、国民生活にとって一番の心配はちゃんと石油が供給されるんだらうかと。それから、既にこの数か月、例えばガソリンの値段がじわじわと上がってきています。こういう点について、備蓄の問題を含めて簡単に御説明願いたいと思います。

○政府参考人(岡本蔵君) お答え申し上げます。私ども、攻撃に先立つ十八日の日に、ブッシュ大統領の四十八時間通告の演説が行われた日でございますが、平沼大臣からOPPECの議長でありますアティヤ・カタルのエネルギー大臣、それからサウジアラビアのナイミ石油大臣にそれぞれ電話で増産要請を行いまして、お二方とも消費国に対する石油供給の不安はいささかも起こさせないということで明確な保証をいただいたところでございます。実際に二十日の日に、OPPECの議長は、今の情勢に対応するために生産上限枠にとらわれることなく生産能力をOPPECとして活

用していくということを表明をさせていただいております。

それから、世界の石油の需給の状況ですけれども、ベネズエラが去年ストで十二月には五十万バレルぐらゐで生産が落ちたんですけれども、今二百四、五十万バレルまで戻ってきております。それから、世界全体の需要が、四月から第二クオーターということで、需要が百六十万バレルぐらゐに向かいますので減っていくという、そういう時期にもありまして、世界の石油の需給のファンダメンタルズという点ではバランスをしているというふうに考えております。

それに加えて、今先生御指摘にありました備蓄という点で、私も日本で、国家備蓄で九十二日分、それから民間で七十九日分、合わせますと百七十一日分の備蓄を持っております。それに加えて、実際、ペルシャ湾等に積みに行つてこつちに向かつているタンカーというのが原油で七十一隻ございまして、その数量というのは二十四日分の日本の消費量に相当する油が現に船積みされてこつちに向かつているところでございます。ですので、需給についてはよほどのことがない限り支障は生じないというふうに私も考えております。

引き続き、需給の面それから価格の面につきましても、私も、毎週六百余のサンプルで、それから毎月三千を超えるサンプルで末端価格の動向を調査をいたしております、そういうことを通じていやくも便乗値上げのようなことがないよう十分に注視をしておりますと考えております。

○外添要一君 戦争が半年近くまで長引いたら、バレル当たり八十ドルというような数字もいろんな研究機関で出ていますけれども、資源エネルギー庁長官としては、ちよつとそういう数字というのはやっぱり誇張されているとお思ひですか。

○政府参考人(岡本蔵君) 油のスポット価格というのはWTI、ニューヨークのマーカントイルのWTIとか、北海のブレンドとか、我々アジアで

いへば中東のドバイが指標価格になるんですが、一番よく引用されますのはWTIですけれども、戦争が起きます前にはバレル三十七ドル、八ドルというところまで上昇していたものが、攻撃が開始された後においては二十六ドル台まで下がりました。若干昨日戻つて二十八ドル台にありますけれども、基本的に世界の原油の需給というもののファンダメンタルズの面がバランスをされておりますので、今、先生の御指摘にありましたように、よほど長期化するか、あるいは周辺のサウジ、クウェートのような油田、積出し施設に累が及ぶというようなことがない限り、原油価格というのは私はリーズナブルなレベルで安定していくものというふうに考えております。

○外添要一君 この原油の安定供給にも大きくかわりますのは、今タンカー七十一隻こちらに向かつているということですから、これが仮にテロリストを含めて攻撃を受ければその分喪失されるわけですので、閣議決定、三月二十日の閣議決定には、我が国関係船舶の航行の安全を確保するための所要の措置を講じることになってまいりますけれども、これは第一義的に海上保安庁の仕事だと思ひますが、タンカーも含めて船舶の安全確保、具体的にどういうふうにおやりになる、なっているのか、どういう措置を取つたのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(津野田元直君) 海上保安庁におきましては、現在、日本関係船舶の航行安全の確保を図るための数々にわたる航行警報の発出ですとか、あるいは船舶通報の奨励などによりまして船舶の安全確保に努めているところでございます。

それから、タンカーなどの船舶の護衛につきましては、現時点においては巡視船派遣の要請等もありませんけれども、今後のテロ発生蓋然性ですとか、あるいは船社の意向、国内における警備勢力等を考慮しまして、政府全体の意向を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○外添要一君 非常に、ペルシャ湾、インド洋、

要するに中東地域から日本におけるシーレーン非常に長いわけですが、例えばペルシヤ湾を航行中の船舶が非常に危険にさらされたんで護衛してくれと海上保安庁に要請がありましたら、海上保安庁の船はそこまで行くんですか。

○政府参考人(津野田元直君) 海上保安庁におきましては、これまで東南アジア周辺海域におきまして海賊ですとかテロ警戒などを進めてきた実績がございます。それで、一方で、北朝鮮情勢などを考えますと、国内の体制を保持していくということも非常に重要ですので、船社の意向ですとか、あるいは国内の勢力がどういふふうになるのかというふうなことを勘案しながら、テロ脅威のレベルなども考えた上で具体的に決定していくことになると思います。

○外添要一君 ということはまだシナリオがないということなんですけれども、石破防衛庁長官、海上自衛隊含めての、要するに自衛隊は今の船舶の護衛が法的に可能なのか、また能力的に可能なのか、お答え願いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これをお答えすれば、法的にも能力的にも可能だということはお答えになるかと思いますが、ただ、それは今、海上保安庁から答弁がございましたように、第一義的にはこれは海上保安庁ということになるわけでありまして、私どもが護衛をやるとしますと、これは自衛隊法第八十二条を使うことになるかと考えております。つまり、八十二条は、防衛庁長官は、「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。」と。

これは実際に使いましたのは四年前の能登半島沖事案でございますが、先生御指摘のように、ペルシヤ湾等々で、あるいはその洋上、地域を特定をするわけではございませんが、我が国の船舶を護衛をする特別な必要というものが生じた場合、つまり特別な必要とは何かといえ、第一義的に対応する海上保安庁が、質的にこれはもう相

手の脅威が海上保安庁をもってしてはこれは対応できないというふうな場合を指すと思っております。あるいは、長期間非常に行動が及ぶというふうな場合だろと思っております。そういうような質的あるいは量的に困難であるような場合、それを特別な必要のある場合というふうにするのだというふうな考えであります。内閣総理大臣の承認をいただいた場合には、これは海上自衛隊行動、自衛隊法第八十二条というものによって対応することになるというふうな考えでおる次第でございます。

当然のことでございますが、この第八十二条の条文からいたしまして、これは公海にもこれは及ぶというふうな考えでおるところでございます。

○外添要一君 具体的なシナリオとして、ペルシヤ湾、インド洋近海でそういう危険に遭遇するという可能性があったときに、今テロ特措法に基づいてインド洋上で補給をしている船が、日本の自衛隊。それを護衛している護衛艦がいる。この護衛艦をそういう場合、緊急に振り向けると、タンカー護衛のために。これは私は、内閣総理大臣そして防衛庁長官の命令があれば何の問題もないと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) これは、実際そういう必要があり、先生御指摘のように内閣総理大臣の承認を得ればそれは法的に不可能なこととは思っていません。もちろん、今テロ特措法に基づいてテロ特措法の目的に従って行っておるわけでありまして、そのままだと何も命令なしに出れる、護衛ができるというふうには考えておりません。やはり海上自衛隊行動を下令することが必要だということに思っています。

ただ、問題は、以前も議論させていただいたこととでございますが、今私どもがテロ特措法に基づいて行っております活動、そしてその安全を確保するために出ております護衛艦、能力一杯やらせていただいておりますと思っております。それが、もちろん必要性の問題ということもございまして、けれども、現在その能力というものを、私どもが

やっておりますテロ特措法に基づく活動を安全ならしめるために、ぎりぎり一杯のものを今使っております。その分、能力的にタンカー護衛というものは可能になるかというふうな御指摘をいただいた場合には、かなり能力的には難しい部分があるのではないかと考えております。

いずれにいたしまして、テロ特措法に基づく活動を安全にするということも重要であります。仮にそういうような日本船舶に対する危険が生じた場合に、私どもがやらねばならない事態が生じたとするならば、それも当然行わねばならないこととさせていただきます。その場合に能力的にどうか、ニーズがどうかということとはまたよく検討していかなければならない、このように考えておるわけでございます。

○外添要一君 次に、戦後復興について伺いします。

なるべく早く戦争が終結することを祈っておりますけれども、まず、日本は戦争には参加しない、後方支援含めてそれはやらない。しかし、戦後復興に力を発揮するということに既に何度も総理、外務大臣はおっしゃっておりますけれども、新たな国連の新決議がそのために必要なかどうかというのか。そして、そういう支援を行うに当たってどういふ法的な裏付けで行うのか。ないしは新たな法律が必要なのか、そういう点についてお答え願いたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 復興の過程で我が国がそれなりの役割を果たしていくことは重要だと考えています。それで、具体的にどのようなことが我が国としてできるかということについては、正に今後、戦争がどのように展開をしていくと、その結果としてどの程度の復興、復興が必要になるかということによりますので、今の時点では確たることは言えないということでございます。けれども、我が国が今考えていることとして、復興の過程では国際的な協調、国連が関与する形で国際的な協調があつて、その中で復興、復興が行われるということが望ましいというふうな考えで

います。そういった、その中で我が国としてどういふ措置が可能かということを考えていくということだと思えます。

今、新法というふうにおっしゃられましたけれども、新法を作るかどうかということについては、先ほど申し上げたような理由で我が国としては今の時点ではまだ決めていないということですが、新法がなくとも今の状況で我が国としてやり得ることというのをもたくさんあると思えますし、その後のことは正に戦争がどのような展開を取り、どのような終わり方をするかということによると思えます。

○外添要一君 正にその戦況の状況次第なんですけれども、私はカンボジアと平和のときのUNTAC、これはかなりうまくいったと思っておりますし、国連軍に参加する形で自衛隊も活動して大変感謝された。

そこで、防衛庁長官にお伺いしたいんですが、UNTACのような形で出れば一番いいんですが、なかなか国連でまともでないというふうなことがあつた場合にそれでも自衛隊が参加するの、人的な貢献策として戦後の復興について。参加するとすればどういふ法律に基づいて行のか、これは新法の可能性を探るという意見がいろいろ出てきているものから、防衛庁としてはどういふふうにお考えか、お伺いしたいと思えます。

○副長官(赤城徳彦君) ただいま外務大臣からお答えしましたように、戦後復興については今後の推移、状況を見なければならぬわけでございまして、さきの我が国の対応策においても、この措置について、防衛庁として、失礼しました、さきの対応策について、イラクの復興、復興支援や人道援助について検討すべき旨、示されております。防衛庁としても、この分野においていかなる形で協力していくことができるか、今後、一層具体的に検討をしてまいりたいと思えます。そういう状況ですので、具体的なお答えというのはなかなかしかなるわけではございませんけれども

も、委員御指摘のように、これまで自衛隊が十年間にわたって様々な国際的な分野、PKOにおいて活動してまいりました。特に、施設、輸送、補給、医療、こういう自衛隊の有する様々な能力、これがこれまで有効に活用され、受入れ国においても、また世界からも高い評価を受けております。

今後、どういう形で戦闘が終わるかとか、現地の治安がどうかであるとか、復興、人道活動の主体がだれになるのか、そういうことを、状況をよく踏まえながらでありますし、また、その状況いかんによって今の法律で対応できるかどうかとか、そういうこともかわってくるかと思えます。そういうことを見ながら、今お話ししましたような自衛隊の能力、また法的な可能性も含めて、国際社会における応分の責任を果たすと、こういう観点から政府全体として検討を進めていく中で適切に判断してまいりたいと思えます。

○外添要一君 我々もいろんなケースを想定して検討を、どういう立法ができるかを検討いたしましけれども、是非、外務省、防衛庁、政府におかれましていろいろなシナリオライティングをやつて、間際になって慌てないでできるようにシナリオA、B、Cぐらいは作っておやりになっていただきたいと思えます。

そこで、これまたどういう終わり方にするかに懸かるんですけれども、外務大臣、どれぐらい復興費用が掛かると思っていますかということ、私は恐らく十兆から十五兆ぐらい掛かるんじゃないかというぐらいに大きく見れば思っているんですが、そうすると、国連分担金との割合で日本政府としては二割を負担するということが政府方針で決まっているんですか、それとも一部の政治家が言っているだけの話なんですか。全体の費用は、これは分かりませんが、戦争の終わり方次第ですけれども、ただ、いろんな数字が挙がっています。日本のシェアが二割というのは動きませんか。

○国務大臣(川口順子君) 委員が正におっしゃつ

たように、どれぐらい掛かるかというのは分からないわけですが、いろいろな機関でスベキユレーションといいますが推測はやっているわけですから、例えば二百五十億ドルからとか千億ドルとか、いろいろな数字がございます。それで、先ほどの、我が国が国連分担金と見合う、二割かどうかということについては、そういう話は一切ございません。

○外添要一君 次に、北朝鮮との関連についてお伺いしたいというふうに思っています。

これはもう政府もつかんでおられるように、北朝鮮、金正日総書記は、次は自分の、サダム・フセインの次は自分の番だということで非常に警戒をしているということで、昨日、外務省報道官、北朝鮮は、アメリカはイラクを攻撃したのみならず朝鮮半島への軍事攻撃の準備を整えている、我々はこれに対してどのように自衛すべきか検討を余儀なくされていると、こういう発言がありましたけれども。

まず、これちよつと最初に防衛庁にお伺いしたいんですが、今月上旬にノドン用と見られる燃料の搬出が確認されていますけれども、ノドンミサイルの発射準備、これはイージス艦「みょうこ」なんかがかちゃんと警戒していると思えますが、それから核開発の動き、どういふ情報をつかんでどういふふうに対応していますか。

○政府参考人(守屋武昌君) 先生、今御指摘がございましたように、北朝鮮の軍事的な動向につきましては私も大変関心を持っておりまして、警戒・監視態勢を強めますとともに、情報収集体制の強化を現在行っているところでございます。

そういう中で、北朝鮮の動向について今の現在で何か特段変わったことがあるかということでございますが、現時点において大きな変化は、私どももそういう兆候には接していないという認識を持っております。

それで、元々、北朝鮮という国は極めて閉鎖的な体制を取っておりまして、その行動というものは

やその状況というのを外側から見なければならぬということでございます。断定的に申し上げることは極めて困難な状況にございます。

ただ、言えますことは、北朝鮮は、テレビとかでも報道されておりますけれども、経済が大変困難な状況にあるわけでございますけれども、軍事面にその資源を重点的に配備しているという大きな特色がございます。

それから、経済が厳しいわけでございますが、各種の軍事訓練、軍隊の能力を維持するために訓練が必要なのですが、これは大変お金が掛かるわけでございますけれども、これも例年に比して減っているとか、そういうものはございせん。

それから、御承知のとおり、核兵器開発問題でなく、生物化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの開発、配備を継続しているということもございせん。

それから、これは北朝鮮軍の大きな特色でございますけれども、通常の陸海空の兵力のほかに約十万人に達すると言われる大規模な特殊部隊を保持しているということも大きな特色でございます。

それから、北朝鮮の軍の配備というのは大変特色がございまして、北朝鮮の地上軍が約百万、それから韓国に地上軍が四十万ですが、これをDMZという軍事境界線を挟んでおりまして、そこに北朝鮮の地上軍の三分の二を配備しているという極めて、その軍事境界線沿いには韓国の首都ソウルがあるわけでございますが、ソウルを四十キロの地点に置いたところに北朝鮮の地上軍の三分の二を置いてあるという状況がございまして、韓半島における軍事的な対峙の状況は現在も変化してない、こういう状況でございます。

○外添要一君 外務大臣にお伺いいたしますけれども、金正日総書記、今までに例がない四十日間動静が分からないということでありまして、先ほどのサダム・フセインの次は自分だと恐らく思っているんだと思えますけれども、それとともに、やっぱり拉致問題を含めての日朝交渉が再開され

ないと国民としては非常にいらして見ていると思えますけれども、北朝鮮情勢について、一言で構いませんので外務大臣の御所見をお願いしたいと思えます。

○国務大臣(川口順子君) 北朝鮮の状況については引き続き注視をしていくということです。

それで、拉致問題につきましては、我が方としては五人の家族を日本に戻す、それから事実の解明をきちんとしてほしいということを言っておりますし、北朝鮮側は五人を北朝鮮に戻すということとを言っておりまして、非常に隔たりがあるという状況で、残念ながら正常化交渉については進展するという状況にはないということです。

引き続き、日朝平壤宣言、これに従うという、これを守つていいますか、これを大事にして、政治的な文書ですから、我が国としては北朝鮮との間で話をするということの糸口をつかんでいきたいというふうに考えております。北朝鮮にとつてそれが利益だということを分らせるということが大事だと考えています。

○外添要一君 特に、北朝鮮は正に今そこにある危機感で、非常に私は心配しているわけですが、内閣にお伺いいたしますけれども、そういう意味からも、国民の生命と財産を守るために有事法制というのを一日も早く制定して国民に安心感を与える必要があると思えますけれども、これは我々立法府の仕事ですが、内閣としてもその決意というか、その体制は変わっていないと思いませんか。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。御指摘の有事関連三法案でございますけれども、御承知のように、衆議院で継続審査となっておりますが、これらの法案は、武力攻撃事態に政府全体として整合の取れた対処を行い得る体制を整備することによりまして、国及び国民の安全を確保するためのものでございます。

今、先生から御指摘のような情勢をも踏まえまして、我々としてもできるだけ早期にこのような体制を整備されることが肝要だと思っております。

す。そういった観点から、国民の幅広い理解を得まして、今国会においては是非とも成立させていただけよう、我々としても努力してまいりたいと思っております。

○舩添要一君 今後のイラクでの戦局がどう動いていくかによりけりで、まだ非常に未確定な部分がありますけれども、それに伴うテロ、これをどう対処するか、それから、特に北朝鮮、これについて政府が全力を挙げて抜かりないように対応していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○広中和歌子君 民主党の広中でございます。イラク問題をめぐりまして、過去数か月、そして特に最近のこの数週間というもの、外務大臣、防衛庁長官、官邸、そしてスタッフの皆様、昼夜を分かたない情報収集とか分析、そしてまた決断をなさなければならなかったと、そういうことに対して心からのねぎらいの気持ちを表させていただきます。

しかしながら、戦争は残念ながら三月二十一日に始まってしまいました。民主党はこの戦争に反対でございます。参議院本会議で民主党・新緑風会を代表して、一日も早い停戦を求め、私は総理に対して質問を行いました。川口大臣に対しても、また防衛庁長官に対しても同じ思いであることを最初に申し述べさせていただきますと思います。

戦争が始まったもうその直後に、日本としてはアメリカへの支持を表明なさいました。しかし、アメリカへの支持というのは、日本としてはいっごろお決めたんだとございましょうか。

○国務大臣(川口順子君) いっごろ決めたかというところでございますけれども、これは、総理もどこかでおっしゃっていらっしゃいました、ブッシュ大統領が、戦争自体への支持ですね、それはブッシュ大統領が戦争をするその開戦のスピーチをなさったということ、そのところでございます。

てアンコンディショナルな支持をもう最初から決めていらつしたんじゃないんですか。

○国務大臣(川口順子君) この問題について、これは私も、それから総理も国会等でお話をしていましたように、我が国としては、平和的に、そして国際協調の下で解決をされるということが重要であるというふうに考えておりました、そういう旨の働き掛けを随所に行っていました。

それで、十八日の日だったかと思っておりますけれども、ブッシュ大統領が演説をして、サダム・フセインに対して四十八時間の時間を与えてという演説がございましたけれども、総理もどこかでおっしゃっていらつしたけれども、それが終わりました、それを聞いた後、引き続き日本としてはまだ平和的に四十八時間以内にサダム・フセインが国を出れば平和的に解決をする可能性はあるというふうな思っておりましたけれども、万が一それが実現できなかった場合、そういうことにならなかった場合には米軍がそこで武力行使をする後すということであれば、それはその支持をするということになるだろうというふうに考えたということです。

○広中和歌子君 民主党だけではなくて、ほかの野党も含めまして、政府に非常に厳しい質問を続けていたわけですね。つまり、何というんですし、ブッシュ政権のイラクへの攻撃まずありきといったようなものが見え見えでございましたから、いろいろな形で質問をいたしましたところ、少なくとも川口大臣に関して言えば、圧力というのは一致協力して乱れなく与えなければならぬと、そして本気でそうした圧力を掛けなければ譲歩を引き出すことはないというふうな形で、まず譲歩を求めたいというふうに思っていました。ですから、私たちは、少なくとも私は、そういうこともあるんだらうというところで見守ってきたわけですね。そして、多分、圧力が効いたこともあって、イラクのフセインは、大統領は、査察を、どのよう

な評価をするかは別といたしまして、査察を従容として受け入れながらこういうふうに進展してきたはずじゃございませんか。

それなのに、もう既に国連の場におきまして原口国連大使が、日本はアメリカを支持すると、正にアンコンディショナルな、無条件な支持を表明なさっている、これは原口国連大使の要するに独断専行なんですか、伺います。

○国務大臣(川口順子君) 原口大使は二回演説をしておりますけれども、二回とも独断専行ではございませんで、これは日本政府からの訓令に基づいて演説をしております。

それで、一回目の演説は新しい決議が必要だと考えるということでございますけれども、これは今、広中委員がおっしゃってくださったように、我が国として国際社会が丸となって毅然とした態度でイラクに迫るといことがイラクが査察に積極的な協力をしていくことのために是非必要であるというふうに考えておりました、そういうことを国会でも私は言っております。それで、それを受けて、そのために何をするかということ、その一環として原口大使がそれを演説で言ったということでございます。

二回目の演説についても全く同じようなことでして、その演説の中身については国会で言ってきた以上、その点を新しいことを初めて言ったということは全くない。そこは十分に注意をして指示を国連本部に、代表部に出しております。

○広中和歌子君 ということは、川口大臣も、そして総理も、日本国政府としても、新しい国会決議に基づいて、そしてどうしても攻撃というのが必要であれば賛成すると、そういう条件付きであつたはずですよ。

○国務大臣(川口順子君) 新しい国連決議が必要であるということは、正に国際社会が毅然として一体となつて圧力を掛けるということが必要であつて、それを表すために決議があつた方がいいというふうに考えたということです。

特使として三月の始めにバグダッドに派遣をいたしました。それから、私自身もここで、在京の大使、臨時代理大使、シャーキル大使とお話をしました。

そこで、強く感じましたのは、国際社会が二つに分かれていた、国連安保理での議論で分かれていたということがいかにイラクに対して間違つたメッセージを送っているかということです。イラクは、自分が積極的な対応を、プロアクティブに英語では言いますけれども、少なくとも時間はまだまだあるというふうに感じていたということ、これは私も、それから茂木副大臣もそれを言葉の端々から感じていたわけで、それではイラクが前向きに対応をしない。イラクが前向きに対応することが平和的に解決をするための一番大事なかぎであるというふうに日本政府としては思っていましたし、その旨をイラクに伝えて、前向きに対応するように、査察に協力をして、自ら武装解除をするようにということを言っていたということですよ。

○広中和歌子君 湾岸戦争のときに、一九九二年でしたか一年でしたか、あのときにかんがりの武力、イラクの兵器はたかれたわけですよ。そして、その後、査察、国連の査察官が入り、途中で中断はいたしましたけれども、その八割が破壊されたというふうな何とております。そしてさらに、今回の査察であと数か月続ければ所期の目的は達することができたんじゃないかと、そのよう

にお思いませんか。お伺いします。

○国務大臣(川口順子君) プリックス委員長が、三月の初めだったでしょう、国連で発言をしたことの中に、イラクについて二つの条件、すなわち、一つはイラクが自ら情報開示をするということとをやるプロアクティブな態度がある。それからもう一つは、圧力が十分にイラクに対して掛けられる。二つのことがあつて、それでもまだ数か月掛かるというのを言っていて、そのときに、二十九項目にわたつてまだイラクが積極的な対応していないデータを出しているわけですね。

この二つの条件が果たして満たされるかどうか。イラクが積極的に対応しているかどうかということは、これはすべての国連の安保理の理事国が合意をしているように、やっていない。プリックスもエルバラダイも十分ではないと言っているわけですね。

それから、圧力の存在。これは米国の二十万の軍隊が周りにいて、それでもまだ小出しにしか出さないで、そういう状況であって、数か月間そういう圧力を掛け続けるということが現実的かどうかという観点から考えないといけないと思います。

それから、三月十九日の時点で、イラク問題についての安保理の公開会合で、これはプリックス委員長が言っていることですけれども、どのようなアプローチが取られようとも、結果はイラクによる実質面での能動的協力次第である。プリックスは、その能動的協力が得られているとは言っていないですね。

それから、前回の安保理報告以降、イラクは未解決の問題に関する数通の書簡を更に提出をした。イラクによるこれらの努力は認められなければならないが、情報の価値は冷静に判断されなければならない。UNMOVICの分析官は、残された問題の解決に資する実質面での新たな情報はこれまでのところ限られている、リミテッドであるとしているということを言っているわけです。

○広中和歌子君 私は、今日、昨日も今日もテレビを見ました。大臣もごらんになったと思います。そしてまた、ある都心の建物のかかなり高いところから、窓の外から町を見ていたわけですが、イラクのあのバグダッドにも私がいちたという想像をせざるを得ません。本当にすごい破壊です。もう少し外交的な努力を続けることができたとしたら避けられた戦争であるのではないんですか。人道的な立場から、本当に私は怒りに胸がたぎる思いがいたします。

昨年のごさ言いましたけれども、名前は言

いせんけれども、アメリカの議員に会いました。もう既にアメリカは兵力を現地に派遣している、そして三月までに戦争を始めなければ、それ以降の戦争というのは、地上戦というのは不可能である。それは多分、天候の具合、砂嵐とそれから熱射だろうと思います。

そういうようなことで、いったん進めた兵をおめおめと引き返せないという状況にアメリカは置いた。これは一つのプレッシャーだと考えればそれで受け止められるわけですが、そのプレッシャーを、その兵力を戦わずにして引き揚げるといことは、アメリカのブッシュ大統領にとつては正にメンツがぶれるというのか、そういうことになるのではないか。だから、初めからアメリカは戦争する気でやっていったんではないか。

それに対して、そうした想像力を働かせていらしてあえてアメリカを支持していたのか、それとも想像力を働かせなかったのか分かんせんけれども、私は余りにも情けない日本の対応だと思えます。そして、アメリカ人というのは、言うことを唯々諸々として聞く人を決して尊敬しません。やはり言うべきことはききつちり言うてこなければならなかったはずですが、川口大臣はあるいは総理はどのようなことをアメリカに対して言っているのかお伺いします。

○国務大臣(川口順子君) 二つのことをおっしゃったんですけれども、最初の方の御質問というか御意見について、私の感想でございますが申し上げれば、だれも戦争はやりたくない、私だっ戦争というのを見ていられないと思います。それででありながら、それを止めることができたのはサダム・フセインだけであつたということだと思えます。サダム・フセインが大量破壊兵器について武装解除をするということが平和的に解決ができるかぎであつた。このままあとしばらく外交努力をしたときに、それでサダム・フセインが果たして武装解除をしたかどうか。日本としてできる

ことを全部、かなりしたつもりです。それは、総理特使までバグダッドに送って副首相と二時間話をして、その結果、それでも全面的に武装解除をしますということは引き出すことができなかった。イラクは協力をしていますと言つて全く協力を実際はしていないと、そういう状況であつた。これをあと数か月やっていて、外交努力が実るような形になったか。これは私にはそうではなかったというふうに思います。

戦争をしなくないという気持ちは、私は、アメリカ、ブッシュ大統領を始めみんなが持っていると思うんですね。この問題を戦争をするかしないかという次の次元で議論をしてしまつては、問題の本質を忘れることになるのではないだろうか。問題の本質は、大量破壊兵器があつて、それが今後テロリストあるいはほかの国に伝わつて、拡散して、全く罪のない私があるいは広中委員があるいはほかの誰かが、突然に、罪もないのにどこかで殺されてしまうことになるかもしれないということ、どうやって芽を摘んでおくかということであるかと思うんですね。

戦争はだれもしたくないです。それで、それを止めることができたのはサダム・フセイン。それを、私は、できなかったというについては、すべての原因はサダム・フセインにあると思えます。

それから、アメリカの態度について、アメリカに非常に詳しくいらつしやる広中委員のおっしゃっていることは私も事実だと思います。日本が言うべきことを言つたか。これはもう昨年の段階から言つてきました。国際協調が非常に重要である。それから、この問題はサダム・フセイン、イラク対アメリカではない。大量破壊兵器を持つたイラクと国際社会の問題であるということで、アメリカにはかなりを言つてきました。その結果として、アメリカの様々な国連を舞台とする努力につながつていったと私は考えております。

○広中和歌子君 お伺いします。

それでは、これまでのところ、イラクは大量破壊兵器のたぐい、核、化学、生物兵器を使用していますか。

○国務大臣(川口順子君) 今回の戦争が始まつて今までの間、六日間ですけれども、の間には使用していません。

ただ、八〇年代においてイランに対して、そしてクルド人に対して使つて、両方合わせて三万数千人の人を死傷させたという実績は持っているということです。

○広中和歌子君 そういう悪いイラクであるんだつたら、もし、化学、生物、そして核兵器を持っていたんだつたら当然今度の戦争にも使いますよね。そういうふうにお思いになりますか。

○国務大臣(川口順子君) 私たちは、使わない、使うべきではないということをイラクに対しては言っているということです。

これは、私は、今日、昼に報道ベースで見たことですので、きちんと確認をしないでこういうことを申し上げるといけないかと思ひますけれども、イラクの兵士の残したという報道がごい面、ガスマスクがあつたという報道がございましたけれども、これは、BBCだったかCNNだったか忘れましたけれども、報道ベースでございすから、だからといって、それがそうであるというふうには必ずしも言い切れないと思ひますが、そういう報道はありました。

○広中和歌子君 ここに、過去において悪いことをした少年がいるとします。かなり悪いことをした。しかし、ともかくこのまま放置しておけば更に悪いことをするだろうということで、裁判にも掛けずにいきなり首を絞め殺してしまつと、そういうようなことは法治国家として許されせんよね。何か、今度の戦争を見ておきますと、国際正義というのがどこにあるのか。やつぱり法と、国際法に基づいて秩序ある裁きというものがされなければならぬんじゃないでしょうか。ともかく、もうそれこそ、今のイラクをたたく

ということとは赤子の手をひねるようなものじゃないんですか。それでも、それでもですよ、彼らが抵抗するとしたら、最後の抵抗をするとしたら、彼らの愛国心であり、自分たちの国土、文化を守りたいという気持ちじゃないですか。そうしたたから、ベトナム戦争みたいな長期化するような心配はないんですか。

そして、私は、アメリカが始めた戦争ではありますけれども、あそこに参加する兵士たち、とらわれた人たち、本当にかわいそうだと思います。やはり、日本としては平和に向けてもつともつと強力に発言、少なくとも世界に向かって発言しておくべきだったんじゃないんですか。

○國務大臣(川口順子君) 広中委員のお気持ちはよく分かります。よく分かりますけれども、私は、最初に挙げられた例というのは、これの例としては正しくないだろうと思います。

十二年の間、その少年に行動を正しくしなさいということを経済社会は言ってきたわけですね。それから、昨年の十一月に一四四一で最後の機会を与えたということは、イラクが今までの国連決議に対して違反な状態があるということを是正をする機会を与えているわけです、国際社会が。それをイラクは使わなかった。

それから更に言えば、イギリスが最後の段階で出したノンペーパー、これは決して難しい条件ではないわけですが、これは、大量破壊兵器を差し出し始めれば、イズ・イールディングという進行形になっていくわけですから、それをし始めれば、そしてサダム・フセイン大統領がアラビア語で国民に向かって大量破壊兵器を廃棄しますということとを演説をすれば、イラクは今までの国連決議を守ってきたと認めてあげますということなんです。これは大ざっぱに言うところということなんですけれども、それをイラクは拒否をしたということとでして、国際社会はイラクに対して今までその是正をする機会を私は十分に与えてきたと思います。それをイラクは生かさなかったということが

問題であるというふうに考えます。

○広中和歌子君 それなら、フランスやドイツやロシアや中国など、なぜ反対してきたのかと。ただ、もうこれ以上この問題については御質問を続けることはやめます。

今回の戦争で明らかに国連の權威が失われ、そして機能の低下というのが心配されるわけです。日本は、日米關係というのを非常に大切には考えられておりますけれども、それと同時に、国連を中心とした外交というんでしょうか、それも非常にこれまで重視してきたわけです。日本は、そういういた観点からも、国連の機能の回復というんでしょうか、權威の回復に向けてどのようなイニシアチブを取ろうとなさっているか、お伺いいたします。

○国務大臣(川口順子君) 現実問題として、国連の安保理のメンバーが、今、その考え方が、イラクに対して二つに分かれている状態にあるということはどうだと思います。

今度のことが国連の權威を落としたのか、あるいは逆なのかということについては、私は、全く異なった見方があると思います。

委員のお考えのように、安保理としてまとまった行動ができなかったから国連の権威、特に安保理の権威が落ちたという考え方をする人も非常に多いわけですが、私は、むしろ逆に、米国の意志の徹底ということが国連の権威を救ったのではないかというふうに思っています。

それはどういふことかといふと、一四四一によつて最後の機会を与へた、それで、フセイン大統領がそれに従わなかつたという状態のままで、国連は何もしないでいるといふことに對しては、ことになりませんと、それは国連の權威がなくなるゝといふことですね。今後もし同じやうな國があつて、その國に對して国連が最後の機会を与へても、イラクに何もしてなければ、何もしてないやないかといふことになつて効き目がなくなるゝといふことになりかねませんので、そういう意

味では、国連の權威を救ったという見方は私はあると思いますし、私はそうだと思います。

ということですが、日本としては、やはり国連の安保理が今後いろいろな状況で結束して話をしていかなければいけない、そういう状態になるということが重要だと思います。これは、中長期的には、私は、国連の改革をやるということだろうと思っています。

国連が実際のところ一番うまく機能するというのは、拒否権を持っている国が合意があるというときに安保理は機能をよくできるというふうに作られているわけです。その国連の安保理の姿が現在の国際社会を反映するようなそういう形で改革をされるということが重要で、日本は、今、一生懸命に改革をやっているということです。

短期的には、国連としてイラクの幾つかの、今、イラクをめぐる幾つかのことについて引き続き議論をしていかなければいけないということになると思います。例えば、戦争が終われば引き続

き査察を続けるということも必要になるわけですから、そういう観点で、メンバーでは今年はありませんけれども、日本として周りからそういった努力をしていきたいと考えています。

○広中和歌子君　EUという巨大な連合体ができたことは大変良かったことですけれども、それにも増してアメリカ一国の力というのが非常に巨大になっている。そういう中で、国連をバイパスして様々なことが、戦争を始めとして行われるようなことがないように、是非国連の、何というんでしょうか、機能回復を本当にやっていくことが必必要ではなからうかと思ひます。

そういう意味で、少なくとも復興支援、私は、壊しておいて、そしてそれを復興するために多大なお金、エネルギーを掛けるというのは、もう本当に愚かしいことだと思えますけれども、しかし、しなくちゃならない復興支援であるんだつたならば非国連の枠組みを通してやっていただきたいと心からお願ひして、私のここまでの質問を終わ

らせていただきます。

○委員長（松村龍二君） それでは、答弁をお願い
します。

○國務大臣(川口順子君) 復興支援、復旧復興支援については日本としてしかるべき役割を果たすべきだと考えておりまして、それに際しては国連が関与する形で国際社会が協調をして行うことが重要であると考えております。

○榛葉賀津也君 民主党・新緑風会の榛葉賀津也でございます。

冒頭 外務大臣、今日までのイラク戦争の人的被害の状況について、何人死亡し、どのくらいの負傷者が出ているのか、人的被害の状況についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) これについて情報がい
ろいろ錯綜しているところがありますので、一遍
になかなか分らないんですけれども、連合軍
側、米軍、英軍等でございますが、そちら側は、
累計としては死者が三十五名、これは今日の朝の
時点ですけれども三十五名、行方不明者は少なく
とも十六名というふうになっていると思います。

それから、イラク側については、それぞれの地域で何人という被害があるということが出ていますけれども、基本的に民間人であるのか軍人であるのかよく分らない点があるということですので、これはちよつと前、二十二日の時点ですけれども、バグダッドの二つの病院で赤十字が約二百名の負傷者を確認をいたしております。ただし、これが民間人か軍人かということについては不明だということです。

○榛葉賀津也君　イラク側の状況については分かつておりますか。

○国務大臣(川口順子君) 非常によく分かりにくいんですけれども、例えば二十四日の数字で言いますと、これはサハフ情報相の報道ですけれども、民間人の死者は六十二人ということが出ておりまして、軍人についてはこれはよく分からないということです。

○樺葉賀津也君　開戦前にアメリカから要請をされて、中国を始めとする各国の外相と電話会談を外務大臣は行ったということを承知をいたしてお

ことがいいことであるという御示唆については非常に有り難いと思います。

それから、説明責任ですけれども、これは私は

その中においても、日本はアメリカとの関係もあるけれどもイラクとの関係も大事にしているんで

あるならそれに結構だと思えますけれども、他国がもう既に早々と、そんなことは断じて許されない、若しくはヨルダンやフィリピンのようにその指示に従ったところもあります。それらの報道が新聞紙上若しくはテレビを通じていち早く我々のところに届いてくる、それに対して日本のカウンターが少し遅れると、ここに恐らく国民や我々野党のフラストレーションがたまつてくるところだというふうに思いますので、是非ともよろしくお

願いたいと思います。

また、このときにアメリカ政府がイラク政府関係の銀行口座を凍結するように要請したという報道がありましたけれども、そのような要請は日本にはあつたんですか。

○国務大臣(川口順子君) 資産の凍結を求めるという話はありません。

それで、これについては平成二年の時点で閣議了解がありまして、安保理の決議の六六一というのがありますが、これを履行するために、イラク政府、政府関係機関が日本に有する預金、これについて、この引き出しについて許可制になっています。それで、実質的にはイラク政府の資産が凍結されているという状況に現在あります。これは許可制ということをして、イラクの、米國に対してはこういうことをしているということは既に説明済みです。

○樺葉賀津也君 マネーロンダリングやテロの関係で口座を凍結するというのなら分かるんですけども、フセイン大統領の口座がテロと関係しているという証拠があるんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) テロと関係しているかどうかは知りませんが、この平成二年というのは、六六一というのは、前回のイラクがクウェートに侵攻したとき、そのときの国連決議に従って取った措置です。

○樺葉賀津也君 お答えになつていても多分分かりでしようけれども、やはりこれクウェートのときの六六一でございますから、いつもこの話に戻るんですけれども、やはり様々なカウンターが、法的根拠が非常に弱くなつてきているというのが事実だと思ひます。この話はもうこれ以上しません。

次に、政府の周辺諸國への支援策についてお伺いをしたいと思います。

イラクから無償オイルに、イラクからの無償オイルに依存しているヨルダンへの支援というのは大変よく分かるんですけども、今回パレスチナ

への支援も入っておりますけれども、これはどういう理由からパレスチナに支援されるんですか。

○国務大臣(川口順子君) これにつきましては二つありまして、一つは経済社会構造上の脆弱性ということなんです。イラクの影響を、戦争の影響を被りやすい、パレスチナについても同じことがあると思います。それから、パレスチナは最近首相が決まりまして、そしてその行政改革が進展をしているわけで、これは日本はずっと前から応援をしているわけで、是非引き続きこういう状況にもかかわらず行政改革、改革を進めてほしいと、そういうことで支援をしています。

○樺葉賀津也君 パレスチナだけではなくて、各國、このイラクの影響を経済的にも財政的にも受けているわけでございまして、加えてパレスチナの改革問題というのは、これは直接今のイラク問題には関係ないと思うんですけども。私は決してパレスチナに支援をするなどと言っているわけではございませんで、であるならば先に、ブライオリティーの高い順とすると、パレスチナ以外に、先日同僚議員からも話がありましたが、更なる周辺國にまず優先的に支援するというのが先だと思ひうんで、それ、その辺の議論はどのようになっているんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 優先度という意味でパレスチナを選んでおりますけれども、パレスチナは御案内のようにずっとイスラエルとの間で衝突があつて、そして経済的には大きな打撃を受けていて、貧困層の食糧不足、あるいは人道的な意味での支援が必要、これずっとそういうことである。そういう意味で、今回のことで更にいろいろな問題が生ずるということで支援をしているということと、それからその改革支援、二つあるわけですね。

○樺葉賀津也君 パレスチナ自治区内の厳しさというの、これはもうずっと続いているわけではございまして、とりわけ二〇〇〇年九月からのイン

ティファダで更にそれが逼迫化しているというのは事実でございまして、イラクの問題とこのパレスチナをくっ付けるとするのは、私は少し支援の面においても無理があるんじゃないかなというふうには思ひしております。

御承知のとおり、九三年から約六億九千万ドルの支援、ODA支援を日本は続けているわけでございまして、実はこのパレスチナへのODAがヨーロッパのそれと非常に対照的であると。ヨーロッパ各国はPLO内でのテロ行為に非常に危惧をして、PLOがテロをやめない限りODAはやらないという厳しい態度を取っております。ところが、日本は、当然日本特有の両国関係、両者の関係があるからというのは無論でございまして、テロ撲滅に向けた、テロ撲滅に向けた外交戦略、ODA戦略というのが非常に希薄であるということがよくヨーロッパで、そして各国で言われるわけでございまして、日本はテロがあつても気前よくODAばらばら出すというような、言葉は悪いですが、それなめられているんじゃないかというような声が、そしてこの日本のODAが実はテロ撲滅の抑止になつていない、むしろテロを助長してしまつていんじゃないかというふうな厳しい批判もあるわけですから、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

いいです、このイラクの問題もそもそま大きくテロとかかわつておりますので、その点も含めて御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 今回のパレスチナについての支援は食糧援助でございまして、したがって貧困層の食糧支援ということですが、私はテロとの関係で二つのことを申し上げたいと思ひますが、一つはパレスチナのテロ、それからイスラエルの侵攻、両方に対して日本政府はずつと、両方に対してそれをやるべきであるということ、両方に対してそれをやめるべきであるということ、これを言い続けてきています。これは引き続き言い続けていくことを考えています。

それから、食糧支援というふうに申しましたけれども、長い目で見たときに、貧困層の撲滅、これはもうパレスチナだけでなく世界的にそうだと思いますが、貧困層というのが往々にしてテロの温床になりやすいということがあると思ひます。それで、それが我が國のODAが貧困層の撲滅ということに注意を払っているということの意味であるというふうには私は考えております。

テロの撲滅ということについては、日本もはっきりとした態度を取っているつもりです。

○樺葉賀津也君 現在、パレスチナ全土にイラク支持のデモが繰り広げられているという現実ですけども、大臣はこれについてどのように御認識ですか。

○国務大臣(川口順子君) アラブ外相会議でそのようなことについて、決議というのか、ステートメント、声明というのか、ちよつと正式な名称は分かりませんが、発表されたということは承知をしています。クウェートが棄権をしたというふうには聞いています。

これについてはきちんと受け止めなければいけないと思ひますし、我が國としてどういう考え方に基いて今アメリカを支持しているかということについては、今日の夕方、これが終わった後で大使の方々とお会いして説明をしたいと思ひます。

中もいろいろな意見が、アラブ世界も分かれていますというふうには聞いております。

○樺葉賀津也君 大臣は、このイラクとパレスチナの関係というのはどのように御認識でしようか。

○国務大臣(川口順子君) 直接に私が、多分これは委員にお教をいただきたいと思ひますが、私が一つずつお話しされて思ひ当たるのは、テロリストを國內に置いていたことがあると、あるいは今も引き続きそういう可能性がある、そういうことです。

○樺葉賀津也君 大臣御承知だと思ひうんですけども、対イスラエルの自爆テロ犯に対して、イラ

クはALFという組織を使って資金提供しているという事実がございます。例えば、自爆テロの実行犯には二万五千ドルを支給している、イスラエル軍による負傷者や家屋の破損に対してもその状況、ダメージの大きさによって金額を変えて支給している。ここ、インティファダが始まった二〇〇〇年からこの数年で四十億ドルがイラクからALF、パレスチナ解放戦線ですけれども、使って流れているという情報があるんですけども、こういったパレスチナとイラク、そしてイラクが自爆テロを助長している事実、それがもう在日米大使館のホームページにもイラクとPLOとかかわりというものがずらずと書いてございます。

私は、決して今、大臣がおっしゃったように、緊急支援の必要性、そして経済援助、そして貧困層への援助という問題は大事だと思いますけれども、こういった関係から間違ったメッセージがアラブ諸国や、そして世界に行っているといけないと思います。そして、パレスチナODAの重要性が誤解を生んでもいけないと思いますので、そういったことをしっかりと、こういう事実認識も踏まえて、それでも必要なんだということを説明していく必要が重要かと思えますけれども、大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(川口順子君) 事実関係についてはきちんと勉強をしたいと思いますけれども、我が国が二回にわたって周辺国に総理特使を送ってアラブの世界の方々とお話をしました。それから、中東和平を担当していらっしゃる有馬特使も頻繁にあの地域に行っていると思います。

そういったお話を総合して考えますと、やはり我が国にとって非常に大事な中東の地域の平和と安定、これの一番要になる問題というのは中東和平であるというふうに思います。これは、パレスチナとイスラエルと両方に関係があるわけですので、そういう意味で、中東和平を前に進めるといことが我が国にとって重要であり、かつパレス

チナを支援するということについてはイスラエルも支持をしているというふうに理解をしております。

○樺葉賀津也君 我々は今、イラクと戦争するアメリカ、イギリスの支持をした。ところが、緊急ODAではイラクと密接な関係のあるパレスチナ、PLOを援助すると。非常に分かりづらい構図になりつつあると思うんです。

ですから、こういった説明をきちんとしていくこと。そして、こういった極めて、イギリス、アメリカからの要請も無論あるんだろうと思いますけれども、こういった極めて政治性の高い支援よりも、今は緊急的に、人道的に直接どういう支援が今困っている難民であるとか避難民であるとかそういった問題、医療、福祉、水の問題、こういう直接的なODAに私はこの時点は限定していく必要があるんじゃないか。そして、パレスチナの問題はこの後の問題としてやはりしっかりと考えていく必要があるんじゃないか。さもないと、このパレスチナ支援というのが見せ掛けのバランス取りに映りかねないと思いますので、是非、大臣、このパレスチナODAの問題はまた引き続き議論をしていきたいというふうに思います。

これは新聞報道ですけれども、今後の日本の支援国の一つとしてイエメンという具体的な名前が挙がっておりますけれども、イエメンに対しての支援も御検討なんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 今、新たにイエメンに対して新しく考えるということではありませんけれども、従来からずっと懸案、検討している案件というのはいくつかあります。

イエメンは北朝鮮との関係でいろいろな御議論がありましたけれども、イエメン、ミサイルとの関係で言えば、北朝鮮はそれを拡散させ、イエメンは拡散させない。これは、この契約はイエメンの東西に、南北に分かれていたときの時代からの契約であって、今後、北朝鮮から買うことはしないということイエメン政府は言っている。それ

から、テロとの戦いにおいてイエメン政府が果たしている積極的な役割、これを我が国としては評価をしております。

それから、一般的にこのイラクの戦争に絡んで、今、委員が御指摘になられた難民あるいは周辺国支援ですけれども、近いうちに国連、国際機関からの緊急アピールが出るというふうに思います。そのアピールが出ました時点で、我が国として更に何が出来るかというこの検討をしたいと思えますし、今後、事態の進展に応じてほかの国等でも何か問題があるということであれば、それは当然検討をしてまいります。

○樺葉賀津也君 五十五年の日本の外交の歴史の中で、今年はODA四十年目の大変節目の年だといふふうに私自身は位置付けているんですけども、このODAというのを是非戦略的に、またテロといふものに厳しく、そしてイエメンもそうですけれども、様々なテロ支援国との関係も厳しくチェックしながら日本のODAを使っていたんだというふうに思います。

次に支援の中で、人道支援で我が国が、ODAを使って、NGOを使って支援をするというものがございました。二億円をヨルダンのイラク国境地帯のUNHCRが設置予定をしている難民キャンプにて救急医療行為をする。そして、残りの二億円がピースウィンズ・ジャパンを通じてクルド人地区での医療活動と越冬物資の配給に充てるというところでございますけれども、このNGOなんですけれども、正にNGOというのは多様性が私は武器だと思っているんですね。そして、様々な多様性を持ったNGOが多様なニーズに対応していくために活動すると。ここにNGOを利用している支援の意味があるわけでございますけれども、いつも特定のNGOが出てくるように思うんですけれども、今回、様々なNGOの活動といふものをどのように大臣は予算措置していくお考えなんですか。

○国務大臣(川口順子君) NGOについては、NGO支援室というものを外務省の中に置きまして、そしてNGOの担当大使も任命しまして、今、外務省とNGOの関係は非常に強化されつつあると思います。NGOの方がアフガニスタンにしてもどこにしても援助をやっていく上で、おっしゃったような意味で非常に役割は重要だと思えます。

NGOの方、その団体について、特定の団体に偏るということを外務省としてはすべきではないと思っております。できるだけ幅広く、NGOも団体によっていろいろな特色がありますから、そういった特色を生かすような形でNGOの方々を、おがましい言い方かもしれませんが、育てていきたいというふうに外務省としては思っています。

○樺葉賀津也君 今回の緊急支援の案件というのは、元々あったものを充てているというよりも、全く新しいものを緊急支援として執行されているというふうに理解しているんですけども、この財源措置というのは湾岸のときと同じような対応をされるんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) ちょっとその御質問の意味がよく分かりませんが……

○樺葉賀津也君 財源。

○国務大臣(川口順子君) 財源はODAで、草の根無償でございます。

○樺葉賀津也君 私の聞き方が、済みませんでした。

湾岸のときに緊急支援を行いました。その財源措置として、政府は、法人臨時特別税であるとか、石油に掛ける臨時特別税であるとか、たばこに對しての、時限を切って、一年間の期限を切って財源を確保したという経緯がありますけれども、今回様々な支援をされる中で、無論コストが掛かってくるわけでございますけれども、その財源といふものは、今後どのようにお考えなんですかということですか。

○国務大臣(川口順子君) 湾岸戦争のときにな

り金額が多かったのは、我が国として戦費の負担をしたということでございます。今回については、戦費を負担するという事は全く考えていないわけですが。

我が国として考えているのは、その周辺国支援や難民支援や、そして復興の段階になったときの支援。これを全体としてどれぐらいの支援が必要になるかということについては、今はつきり見えていないということ、今の時点で何か具体的にこのために財源措置をするということは、特に考えていないということです。

○樺葉實津也君 終わります。

○遠山清彦君 公明党の遠山でございます。

まず、外務大臣の方に、昨日予算委員会の集中審議でもいろいろと質問をさせていただきましたけれども、それと重なる部分もございしますが、継続してイラク問題、特に私の場合は、人道、日本の人道支援あるいは難民支援ということに関連をして幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、外務大臣、最初の質問は、今回のイラク攻撃、六日目に今なっているわけでありすけれども、現状で、この人道的被害あるいは発生した難民の状況について、外務省としてはどのように把握をされているのか、お示しをいただければというふうに思います。

○国務大臣(川口順子君) なかなかその数字がつかみにくいんですけれども、発生をした被害という意味でいいますと、これは確認をできたという意味では、イラクで、バグダッドで国際赤十字が病院を回って二百名の負傷者を確認をしたというのが二十二日の時点で確認をされています。その後、そういう意味で確認、客観的に確認ができたということではありませんけれども、イラク側の発表として、民間人死者が六十二名ということが出ております。六十二名ですね。それから、あと二十三日の空爆で、更に合計しますと、二、三百の数字が出ているというふうに承知をしております。

それから、難民の状況ですけれども、これも十三日の数字ですけれども、UNHCRの数字として、シリアの国境にイラク難民が十四名到着をしたということは情報として入っております。それ以上の新しい情報はありません。

○遠山清彦君 難民については、私も報道を見ておりまして、例えばヨルダンに、イラク人というよりもアフリカ系の方でイラク領内にいた人がヨルダンの側に国境を超えて今回逃げたとか、イランでも同じように、スーダン人の避難民が来たとか、そういった報道がありますけれども、全体としては多くの大規模な難民流出が起こっているという状況ではないというふうに私も理解をしております。この件に関しては、突然難民が増えることもあり得ますので、外務省としてはしっかりと情報収集をしてモニターをしていただきたいと思います。

そこで、昨日も予算委員会の方で聞かせていただきましたし、また、先ほども樺葉委員の方に對して外務大臣おっしゃってましたけれども、外務省として、人道支援をこれから実施していく国際機関、国連機関等に対して財政支援などを検討しているということなんですけれども、国連の緊急アピールが出たときに検討するということなんですけれども、私は昨日も質問させていただきまして、やはり迅速性が非常に大事だと。国連難民高等弁務官のルベルスさんとお会いをしたときも、具体的におっしゃっていたのは、例えばコンソボの難民の事件について言及をしておられまして、何とおっしゃってたかというところ、コンソボの難民が発生する前にUNHCRとしては非常に準備が不足をしていたと、これは事実だと。しかし、それは実は資金不足によるところが大きかったと言ってますね。ところが、実際にコンソボで大規模に難民が発生をいたしました周辺国に流出をしたときに、かなり国際社会から批判をされたところ、実際には、難民が発生してから

お金をいただいて準備をしてもすぐさま国連機関として対応できるわけじゃないというようなお話がありまして、他方で、難民が出ていないのにまた各国政府がお金を出すとということもなかなかできないことも一方であるわけですから、これは難しい問題ではあるんですけども。

そこで、今ちよつとお聞きをしたいのは、国連の緊急アピールが出て日本政府に、外務省に正式に要請が来たら実際に出されるまでどれぐらいの期間でそれを行うことができるのか、外務大臣、御存じでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) そのことについては、答えは私、分かりませんが、調べて御連絡をさせていただきますと思いますが、恐らく難民、国連のアピールというのは、私どもはずっと前から出るといふこと、いつごろ出るかということについては情報を取ってきております。それで、当初予定されていたよりは若干遅れるかもしれないけれども、恐らく今の情報では、日本時間言うところ今週末ぐらいに出るのではないかとこのように考えています。

それで、今回の様々な既に発表させていただいた幾つかの支援、これについては我が国として、平和的な努力をするという傍らで、万が一ということを考えて、これについての検討はしてまいりました結果、湾岸戦争のときよりは早く、はるかに早く対応をすることができたのではないかと考えています。

そういう意味で、緊急アピールについての対応もそんなに時間が掛からないでできるのではないかとこのように思っています。ちよつと具体的にとどこまで準備ができていくかということについては情報を持っておりませんので、それはまた御連絡を申し上げたいと思います。

○遠山清彦君 外務大臣、済みません。今のちよつと通告をしつかりしていない質問でしたので、申し訳ございません。ただ、連絡は待っております。

それで、日本の財政支援の規模なんですけれども、一部の、今までに外務大臣が具体的にユニセフとかUNHCRとかの機関に対して具体的な拠出金額を挙げて明示されたものもあるんですが、これから当然国連の緊急アピール、今週末出るかもしれないというお話ですけれども、出てくると思うんですけども、この規模について、たしか日経新聞だったかと思いますが、既に一億ドル程度、百二十億円程度の支援は政府は検討しているのではないかとというような報道もあつたわけでありすけれども、私も現実にも難民がどれぐらい出るか分からない状況ですので、規模の話をするのは適当ではないかもしれませんが、しかし、私がジュネーブなんかに行っている話や聞いてきたことも含めて考えますと、また日本が国連の中で置かれてる立場等を考えますと、やはり一億ドルぐらいは目指してやっていた方がいいと思いますけれども、外務大臣、何かこのことについてコメントあるでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 今の段階で、いろいろ調整中であると思っておりますので、具体的に何か申し上げることはできないというところです。

それから、先ほど樺葉委員の御質問のときに私、前回湾岸のときに戦費の負担をしたと申しましたけれども、あの負担は戦費ではないというところで、ちよつと訂正をさせていただきます。

○遠山清彦君 分かりました。その一億ドルというのは私の個人的な希望として言っておきますし、当然戦費ではないと。湾岸戦争のときもそうなんですけれども、今回も戦費ではなくて人道支援ということ。

ただ、こういう日本が今、財政厳しき折ですから余り言っちゃいけないのかもしれないけれども、人道支援とは別に、後々復興・復興支援というものはまた別枠で来ると思っていますので、このことについても政府内でいろんな要素を勘案しながら考えていただければというふうに思います。続きまして、防衛庁の方にちよつと移らせてい

ただきたいんですが、石破長官、通告していた質問をする前に一点だけ、今日の朝刊に出ていたことで、難民支援に航空自衛隊が運用する政府専用機を派遣する方向で最終調整に入ったという報道があるんですが、これは確認できますか。

○国務大臣(石破茂君) これは、先生御案内のとおり、UNHCR等の国際機関からの要請を日本政府として受けまして、それが外務大臣のところへ参ります。それから、それが国際平和協力本部長たる内閣総理大臣に参りまして、そこからの命令を受けて、私どもの方として政府専用機、これ自衛隊機でございますが、これを飛ばす、こういう段取りになっておるわけでございます。

したがって、いろいろな状況を勘案しながら、御指示があれば飛べるというふうな状態にはするべく今努力をしておるところでございます。

○遠山清彦君 それでは続きまして、テロ対策を中心にお話聞きたいと思うんですが、まず、今回のイラク攻撃に関連して、政府としてもテロ対策の強化に取り組んでいるということで、当然、国内におけるテロ事案というのは第一義的には警察機関が対応するということだというふうに思うんですが、けれども、他方、九・一一以後、不審船の問題もありますし、またテロの脅威というものも増してきたという国際情勢の中で、防衛庁としても万が一という場合には対応するということで来ていると思うんですが、現在、イラク攻撃が始まったという事態を受けてどのような態勢を取っていらっしゃるのか、御説明願いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これは第一に、先ほど外務委員の御質問に運用局長がお答えしたことの重なれば恐縮でございますが、全国の自衛隊施設の警備の強化というものを改めて指示をいたしておるわけでございます。特に、在日米軍と共同使用しております施設につきまして留意をいたしておるところでございます。

もう一つは、これテロと直接関係があるわけではございません。しかしながら、これいろいろな情勢がございます。テロがどこから来るか分からないということもございまして、従来からP3Cは飛ばしておるわけでございますけれども、艦艇、航空機によります警戒態勢、警戒監視態勢、これも強化を指示をいたしておるところでございます。

もう一つは、全国の部隊で二千七百人の規模をもちまして二十四時間体制の災害対応態勢を維持しておるわけでございますけれども、関係機関から要請がありました場合等々にきちんと即応ができませんように、そのような機関との緊密な協力の下、適切な対応ができませんように、そういう態勢も維持強化を実施してまいりたいというふうに思っております。

○遠山清彦君 これに関連してちょっとお聞きしたいんですが、長官、平成十三年十一月の法改正で創設された警護出動というのがございますけれども、これはどのような状況になった場合に発動されるんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 警護出動は、先生御指摘のように、我が国における米軍施設及び区域等に対する警護に万全を期するためということで警護出動というものを新設をさせていただきました。

○遠山清彦君 それは、じゃ米軍からの要請があれば発動されるんですか。

○国務大臣(石破茂君) これは米軍からの要請というものは要件とはなっておりません。

○遠山清彦君 分かりました。

それで次にちょっと、防衛庁は、これはテロ対策の関連、文脈でちょっと聞きたいんですが、国家行政組織法第二条などに基づいて警察機関から要請があった場合には所定の協力をすることになっているということですね、現行法上は。ただ、今までいろいろな識者、専門家の間から、警察と自衛隊の連携の不備あるいは意思疎通の欠如、あるいはセクショナリズム的な弊害などが指摘をされてきているというふうに私も思っ

おりまして、ただ、自衛隊と警察の連携の改善については、例えば平成十二年から治安出動に関する自衛隊と警察の協定改正が行われた。また、昨年の十一月には北海道の方で自衛隊の北部方面総監部と北海道警察の間で共同図上訓練が実施されたという努力が行われてきて、私なりの印象で言いますと、緊急事態の際の自衛隊と警察の連携というものは改善されてきたのではないかと考えますけれども、長官はどのように評価をされているか、お聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘のように、今まで必ずしもその連携が極めて密であったというふうには評価いたさない面があったというふうには反省をいたしておるわけでございます。例えば、今御指摘がありましたように、法改正というものも新設をいたしました。そしてまた協定というものも、防衛庁と国家公安委員会というものの協定というものはあつたわけでございますけれども、これは相当古かつたわけであります。これを昨年の五月までに四十七都道府県警察と陸上自衛隊の師団との間でそれぞれの現地協定というものも作りました。ただ紙で書いただけでもこれは仕方がないお話でありまして、それでも全国から四十七都道府県に下りただけでもこれは相当前進は前進なわけでございますが、それが定期的に協議ができるようにというふうな、そういう連絡会議も設置をいたしております。

加えて、これは実際に共同で訓練をしてみないと分からない場面がたくさんございます。問題点が分からないこともあります。そういうような共同図上訓練のようなものも随時行ってきたところでもあります。

ですから、警察と自衛隊との連携というものは、私はこゝ、二年で相当に進んだのではないかとこのように考えておるところでございます。

○遠山清彦君 今の防衛庁長官のお話で、警察と防衛庁、自衛隊の連携の在り方というものが改善

をされたということで、それは多としたいんですが、けれども、テロ対策で一つ気になるのが、要は、第一義的には、第一義的にはです、警察機関が対処することになっていくわけですが、しかし仮定の話で恐縮なんですけれども、仮に日本に潜伏をしている武装工作員が何らかの破壊活動を行った、あるいは他国から秘密裏に侵入をしてきた特殊部隊のような部隊が日本のある地域で活動したと。これはちょっと、防衛庁長官お詳しいんでお示しいただきたいと思っておりますけれども、例えば他国の特殊部隊が来た場合なんかは、これはある意味、外からの武力攻撃とみなせないこともないわけですし、その場合はたとえ小規模であっても自衛隊が防衛出動をして対処するべきものであるのかな。しかし、規模が小さいので、最初の形態は国内のテロ事件だということで警察機関となってしまう。

そうすると、私の疑問点というのは、実はこの話で幾つかあるんですが、その大きなものの一つというのは、今、自衛隊と警察の連携は改善された。だから、情報の意思疎通というものは前より良くなったと。ところが、実際にあることが起こったときに、これに対処するのは警察なのか自衛隊なのか。それもしくは限られた時間の中で正確に、なるべくすく限られた時間の中で正しい事態が想定されるわけで、今、これはまとめて聞いちゃいますけれども、自衛隊は来年度に特殊作戦群という特殊部隊を新編すると。これは防衛庁からいただいた紙に書いてありますけれども、武装工作員や他国の特殊部隊の侵入に対処するための部隊という位置付けなわけですね。

だから、私の質問をまとめますと、一体、こういう状況起こったときに、警察と自衛隊がちゃんと連携して対応できるのか。それから、だれがどういう手続で、ある事案に対してどこが対処するということかを判断して決めるのか。ちょっと複合的な質問ですが、防衛庁長官の見識を伺いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 御指摘のことは本当によく考えてみなさいかぬことだと思っています。

これはもう委員御案内のとおり、例えば治安出動というものを下令したといたしますね。一般の警察力をもってしては対処し得ないということであつたとして、治安出動を下令したといたします。これも警察権には違ひがない。自衛権を使うわけではございません。ですから、対外的に考えてみましたときに、警察力に対応するのから自衛隊が対応するのとの違いはあるにしても、これは国内的な作用たる警察権の行使なんだというふうに私は思っているわけでございます。

治安出動も、そうかといつて自衛隊が出るわけです。実力集団たる自衛隊が出る。警察とは違って格段に、戦車でありあるいは機関銃でありというものを持つておる自衛隊が出るわけですから、それは軽々に治安出動は下令されてはいけないのであつて、それはもう厳格な下令要件があるわけです。内閣総理大臣が下令するというのもございます。

問題は、たとえ少数人数であつたとしても、それが組織的、計画的な我が国に対する武力の行使であつた場合はどうなんだいということ、実はこれは私もずっと悩んでおることはあるのです。つまり、全く仮定の話ですよ、全く仮定の話ですが、警察力をもつても十分に対応できるような規模の我が国に対する組織的、計画的な武力の行使という概念が概念上あり得るわけですよ。その場合には、私は理屈からいって、それはやはり防衛出動なんだらうと思つています。仮に警察で対応できるとしても、それが対内的な作用であるがところの警察権で対応するということは、それはおかしいことなのだらう。やつぱりそれが我が国に対する組織的、計画的な武力の行使である以上、それが仮に能力的に警察権で対応できるものであつたとしても、それは対外的な作用になるわけですから、これは理屈の上からは防衛出動ということになる。それに警察権を使つてはいけな

のだらうというふうに思つております。

そういう判断は、私は、もう一つ委員が御指摘になりましたテロリストなるものが、テロリストなるものが本当に外国の対外勢力の組織的、計画的な武力の行使みたいな形で行われるとするならば、それはやはり治安出動ではなくて防衛出動をもつて対応すべきものなんだらうというふうに考へておるわけでございます。この整理は、警察権というものと自衛権、つまり、治安出動までに使われる警察権というものと、あくまで自衛権によるがところの防衛出動、そこはきちんと峻別をするということが、場合分け必要なものだらうというふうに思つております。

もう一つ、これはもう委員も御指摘だったかと思ひますが、警察が全然対処できなくなつて、小説なんかにごさいますように、警察官に多数の犠牲が出たと、あるいは海上保安庁に相当の犠牲が出たと。それからおもしろに自衛隊がやつてくるということであつてはならぬのだらうと。信号が黄色から赤に変わるように、はい、こゝまでは警察権、ごめんなさい、こゝまでは警察、はい、こゝから先は自衛隊というようなことではなくて、本当にそこはどうかやつてスムーズにスイッチできるかということも私も私どもはよく警察、海上保安庁と協議しながら、密接に連携をし、空白が生じないようにしたいと思つております。

特殊作戦群のお尋ねでございますが、現在、特殊作戦群というのにつきました計画、訓練をいたしておるところでございます。つまり、今までS A T、警察のS A Tというものが出来ることになつておつたわけでございますが、S A T等と適切に連携を取りながら対処することが、事態の鎮圧の観点だけではなくて防衛力整備の観点からも最も効果的であるというふうに私どもは考へておるわけでございます。

今はまだ特殊作戦群というのは仮称の段階でございますが、ただいまやつております中期防におきまして、ゲリラや特殊部隊による攻撃等各種の

攻撃形態の対処能力の向上を図るということを計画の方針として掲げておるわけでございます。そのような専門部隊を新編すべく、平成十五年、来年度予算案に計上しておるわけでございます。これを作りますことによつて、治安出動が下令されましてときに、自衛隊によりますテロ対処能力、その向上に相当に資することになるといふうに考へておる次第でございます。

○遠山清彦君 大変に御丁寧な説明ありがとうございます。

防衛庁長官、石破長官は大変にいろいろな要素を考へられているということで、一面安心をしたんですが、実際に、理論上整理するのも大変な議論なんですけれども、これもまた運用上反映していくとなると大変難しいことだと私も実は思つておりました。正に警察のみで対処する場合、当然警察機関の中でもいろいろな部隊がありますから、どれをもつて対処させるかという話も一つあると。

それから、治安出動の場合の自衛隊の動きの、限られた範囲ですね、そこから防衛出動という自衛権に基づいた場合、また防衛出動の場合でも、普通科連隊を出すのか特殊作戦群出すのか、どこを出すのかという、この難しい判断も当然出てくるわけでありまして、当然こういうことを考へなくていい事態、考へなければいけないような事態が起らないことが大事ではあるんですけども、起つたときに、こういった指揮系統とか判断系統の混乱が、起きていつたときに混乱が起らないように是非体制を防衛庁長官のリーダーシップの下に作つていただきたいと思ひます。

時間の関係でもう最後の質問になつてしまふかと思ひますが、ちよつとミサイル防衛のことについてお聞きをしたいと思ひます。

現在、日本は米国のミサイル防衛の主要プログラムに参加をして、具体的にはミッドコース段階の迎撃システムについて日米共同技術研究を実施

して居ると。これについて平成十年に官房長官の談話があつて、そこでは、これは技術研究の段階であつて、開発段階あるいは配備段階への移行については別途判断する性格のものであるという談話があるわけでありまして、今の技術研究の段階から開発あるいは配備の段階に行くタイミングというのは、これは恐らくアメリカの方では、今やっている研究を大体これぐらいをめどにけりをつけるという結果を出そうというのがありと思ふんですが、これも、現在進行中の技術研究の一つのめどが付く時期というのはいつごろなのか。つまり、その時期切りには日本政府としても開発段階へ移行するのかどうか、配備まで移行するのかどうか、これは真剣に検討しなさいいけないと思ふんですが、この点についてお伺ひいたします。

○委員長(松村龍二君) 持ち時間が迫つておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○国務大臣(石破茂君) これは、一つ申し上げておきたいのですが、委員御指摘のように、正しくミッドコースの部分をやつておるわけですね。ターミナルフェーズとそしてミッドコースとファイナルフェーズとこう三つあるわけ、ターミナルフェーズと三つあるわけですが、日米でやつておりますのは、本当にそのミサイル防衛計画という大きなものの中のごく一部のものであります。

ですから、日米共同研究だけでM Dというものになり立つておるわけではございません。その一部分で、例えばノーズコンでありますとかキネティック弾頭でありますとか赤外線シーカーでありますとか二代目ロケットモーターでありますとか、そういうものの技術は非常に重要なものであります。このミサイル防衛のミッドコース段階でも極めて重要な要素を占めるものであります。これらの研究成果というものの、技術のことではございますが、これいつまでに必ずできるというものは、しかし、もう何年も何年も先ということではご

ございませんで、可能な限りその技術研究というものの成果が上がるべく、私もアメリカと努力をしてまいりたいと思っております。何年も先というところではございません、確たることは申し上げられませんが。

しかし、もう一度申し上げますけれども、そのこと、日米共同研究のみがミサイル防衛のすべてではないと。アメリカ合衆国が発表しておりますところのイージス艦、そしてまた固定型、そして移動型、この三つのものと、この日米共同研究というものが必ずしも一体ではない。むしろ、これはまた、また別のものとして議論をされることもあるということでございます。

いずれにいたしましても、この技術研究というものも早く明らかになる、それによってミサイル防衛というものが、より精度の高いものとして研究成果としての結実を見ることが必要なことだと思っております。

○遠山清彦君 終わります。

○小泉親司君 私、引き続きイラク問題について質問をさせていただきたいと思っております。

川口外務大臣は、私のこの前の質問に対して、今回のアメリカのイラク攻撃がフセイン政権の転覆にあるんじゃないかという質問に対して、目的は武装解除だが、結果としてフセイン政権の転覆があるということを答弁されました。

しかし、二十四日にフランス中央司令軍、司令官が記者会見したところによりますと、我々の第一の目的はフセイン政権の転覆であるということとを明確にした。その点で私は、今回の問題は、結果としてそうなるんじゃないかと、正にフセイン政権の転覆が目的であると。これは、国連憲章上も、国連決議上も全く反する私は軍事行動であるということ、武力攻撃であるということとをまず指摘をさせていただきたいと思っております。

そこで、私、国防総省の、三月五日に、攻撃目標と付随的処置という報告書を、もう既に国防総省が三月五日に出しておられる。

この報告書の中でどのように言っているかというと、我々が戦闘すると必ず非戦闘員を死傷することになるし、非戦闘施設を損傷し破壊することになるんだと。それは兵器の、ウエポンシステムの失敗それから人的なミス、さらには、戦争が更に混沌とすればそれは非常に大きくなるということとをもう既に国防総省が指摘している。もう戦争の始まる前からこうした非戦闘員への攻撃目標、こういうことを当然視しているという点は、私はこれは国際的な、戦時的な法律に照らしても、人道的な問題に照らしても、私は非常にこれは重大な問題があるというふうに思いますが、大臣はいかがまずお考えでございますか。

○国務大臣(川口順子君) アメリカは今回の戦争を始めるに当たって、民間人の殺傷をできるだけ少なくしたいということを、ブッシュ大統領は、あるいはほかの人もそうですが、繰り返し繰り返し言っています。

それで、例えばそのアフガニスタンのときと比べて、精密誘導兵器の使い方という意味では比率が相当に上がっている。たしかアフガニスタンのときには二割であったのが、今回は使うものの八割がそういうものであるという数字を、これちょっと記憶でございますので——そうですね、精密誘導弾は湾岸戦争時は二割程度であったが、今次作戦においては約七割程度が精密誘導弾であるということを書いていて、精密誘導弾ではない爆弾は基本的にオープンエアスペースで使用する。なお、精密誘導弾の場合、目標から約七メートルの範囲に着弾しない確率は七から一〇%であるということを書いております。

このほか、これはアメリカの中央軍がバックグラウンドブルーフィンクとして行ったものですが、けれども、民間人が受ける人的、物的被害を避けるためにどのような努力を行っているかということとを事細かに説明をしています。

もちろん、そうは言いながら、これを全くゼロにするということは難しいということはやむを得

ないこととしてあると思えますけれども、これを民間の人、あるいは物的な、民間人の持っている物的な財産、これを壊したり、殺傷したりするということとを目的としてやっているのではないということとは当然のことでございます。アメリカ軍は十分にそれについて気を付けてやるといふふうに考えております。

○小泉親司君 私は、こういうことは事実もう既に、戦争がまだ五日の段階でも誤爆、誤射が繰り返されていくということから見ても、精密誘導弾が二割から七割になるからこれは大丈夫なんだと外務大臣言われたけれども、それはいささか、私は重要な発言じゃないかというふうに思います。

そこで、私、この戦争を小泉総理がどういふうに支持したのかと、その問題について少しお聞きしたいんですが、小泉総理はアメリカの武力攻撃を支持する理由について、大量破壊兵器がテロリストに渡ることになるんだと、だからやむを得ず私は支持したんだということを言われている。

例えば今後、危険な大量破壊兵器が危険な独裁者の手に渡ったらどのような危険な目に遭うか、危険な兵器を危険な独裁者に渡したら、我々は大きな危険に直面するということをすべての人々が今感じているというふうに思います。これはどのようを防ぐか、これは全世界の関心事であると言った上で、私はそういうことから今度の方針を支持すると言っておられる。

ということは、小泉内閣が今度の武力攻撃を支持した理由というのは、そうしたいわゆるテロ対策という問題も、これ含まれているということなんですか。

○国務大臣(川口順子君) 小泉総理が一貫としておっしゃっていらっしゃるのは、大量破壊兵器の脅威ということでありまして。今おっしゃった記者会見での小泉総理の御発言も、私はそばで聞いていましたけれども、大量破壊兵器の脅威からどうやって無辜の民を守るかということに関心があるということとして、この大量破壊兵器はテロリス

トの手に渡るかもしれないし、あるいは違う国に拡散するかもしれない。そういうことを含めておっしゃっていらっしゃると。テロリストのことも言っていられしやいますし、危険な独裁者の手に渡るといふこともおっしゃられたと思います。ですから、そういういろいろな拡散の仕方があるということ、その結果として危険が、脅威が生ずるわけですが、大量破壊兵器が問題なんだというところを言っていられしやと思います。

○小泉親司君 いや、今の外務大臣のお言葉ですと、大量破壊兵器の存在そのものが問題なんじゃないかと、それがテロリストに渡ったり拡散したりするんだと、これも問題なんだという意味なんですか。そういうふうなことが今回の支持する理由に繋がっているということなんですか。

○国務大臣(川口順子君) 大量破壊兵器の拡散について総理はおっしゃっていらっしゃいますけれども、もちろん我が国の立場としては基本的にはそれだけではなくて、究極的な、例えば核の廃絶を目指して毎年国連総会で決議を出しているわけですから、究極的に廃絶をするということは当然我が国の政策目標の一つであります。

○小泉親司君 これは、小泉総理の記者会見でも明確に言っているのは、大量破壊兵器の存在ばかりじゃなくて、それがテロリストに渡るんだと。そういうことは、国連、例えばあなた方が今度の武力行使の一つの決議の理由に挙げている一四四一、この一四四一でもそこが問題なんだというふうに決議が言っておるんですか。

○国務大臣(川口順子君) 一四四一についてちょっと御質問を取り違えているかもしれないんですが、一四四一が一貫として言っているのは、イラクの武装解除であります。

○小泉親司君 そうじゃないんですよ。私が言っているのは、小泉総理は大量破壊兵器の存在、保有しているということばかりじゃなくて、それがテロリストに渡ることがあるんだという仮定に基づいて今度のものを支持すると明確に、あなたが

後ろに立っていたことはテレビに映っておりまして、だから私も知っておりますが、あなただつて聞いておるじゃないですか。そういうふうに説明された。

それは、国連の安保理の、例えば一四四一、これはあなた方が武力行使の根拠に挙げられているものですが、その一四四一の中に、そうしたテロリストの手に渡る危険があるから、いいですか、危険があるからこれは武力行使をするんだと、それを支持するんだと言っているんだけれども、そういうことが国連決議の中に含まれているのかと私は聞いているんですよ。おかしいじゃないですか、それだったら。

○国務大臣(川口順子君) 一四四一で言っていることは、これは、六八七に反つて大量破壊兵器の武装解除が重要だということを言っているということです。

○小泉親司君 いや、そんなことを聞いているんじゃないんですよ。問題をずらしちゃ駄目ですよ。

六七八とか六八七とか、あなたのいわゆる一連の口上は全部私は知っております。知った上で、あなたが言っているのは、一四四一、小泉総理大臣は、テロリストの手に渡るから武力行使を、攻撃を支持するんだと明確に言っているじゃないですか。そういうことが国連決議のどの決議に入っているんだと聞いているんですよ。どこに書いてあるんですか、そういう理由が。

○国務大臣(川口順子君) 一四四一で、例えば前文で言っていることは、イラクによる同理事会決議の、安保理ですが、不履行及び、不履行並びにですね、大量破壊兵器及び長距離ミサイルの拡散が国際の平和及び安全に与える脅威を認識しというふうに書いてあるわけです。

○小泉親司君 テロリストのものに、手に渡るといふことは国連決議にはないということを外務大臣が証明されていると思いますが、そんなことを理由にして私は武力攻撃をするというのは、極め

て仮定の問題に基づいてこれは武力行使を支持しているということを言わざるを得ないと思います。

この論理は、あなたが書きになった、この「論座」ですか、「論座」の論文の中にも全く同じくだりて書かれてるんですよ。正にあなたがここで、「論座」で書かれている論文を小泉総理が代読しているように書いてある。そのことで私お尋ねしますが、あなたは、「殺傷力・破壊力が極めて大きい核兵器や生物・化学兵器といった大量破壊兵器がテロ支援国家に保有されたり、テロリストの手に渡るのを防ぐことが最優先の課題となりました。」と言っておる。世界の最優先の課題です。となりましたと言っている。

そこで私お尋ねしますが、テロ支援国家というのはどこの国家ですか。

○国務大臣(川口順子君) これは、私の個人的意見として「論座」に書いておりますので、テロ支援国家、これは潜在的にいろいろな国家があり得ると思っております。これは、むしろ二十一世紀というか、今世紀の脅威としてそのように私としてはとらえている、そういうことです。

○小泉親司君 私、個人論文といつても、外務大臣が書いた論文で、テロ支援国家というのは、私は、日本の政府でテロ支援国家ということを明確に言った方はいない。しかも、外務大臣がほかの国々に対してテロ支援国家と、これは名指しで言うということは、私はいかに個人論文であっても重大な問題だと思えますよ。(発言する者あり)

だって、それだったらテロ支援国家というのは、あなた、そうじゃないと自民党がおっしゃるんであれば、テロ支援国家って何ですか、どこの国家ですか。明確に言ってください。

○国務大臣(川口順子君) 具体的に特定の国家を頭に置いて言っているということではなくて、考え方として申し上げています。

○小泉親司君 テロ支援国家というのは、アメリカがこれは支援国家というものを挙げているんで

す、これは。それとはあなたが違うと言っているけれども、あなたが言っているのは、テロ支援国家ってアメリカの言っていることを意のままにあなたがテロ支援国家と言っただけの話で、実際に日本政府でテロ支援国家なんて名指しで言っていることなんか、どの文章見たって一つもないですよ。政府方針の中にはない、ということ、あなた、個人論文だと言っていることは、あなた自身がそういうふうに証明しているんじゃないかと思うんですが、私はこういうテロ支援国家云々かんぬんということを理由にして今回の大量破壊兵器のいわゆる廃棄を、このことを目的とした、つまり理由としてアメリカの武力攻撃を私は支持する理由としては、この点で私は非常に仮定の問題を理由にして武力行使を踏み出したものだということを、外務大臣、私は、認めたものだというふうに私は思います。

次に……

○委員長(松村龍二君) 川口外務大臣。

○小泉親司君 ちょっと待ってください、私の質問なんだから。次に、日本の――私の質問なんです、委員長。

次に、日本の支援策の問題について幾つかお尋ねしますが、外務大臣は予算委員会では日本の支援策について触れまして、復興とか周辺国の支援というのがあるけれども、自衛隊の派遣については考えていないんだというふうに述べられました、現在、攻撃が終わった時点でも同様のお考えなんですか。

○国務大臣(川口順子君) 二つのことをおっしゃいましたけれども、まず、今回の武力行使は、テロ支援国家という抽象的な概念で小泉総理は説明をしていらっしゃるわけではなくて、一四四一、六七八、六八七と申し上げているのは、これは一四四一に具体的に、イラクによる、先ほど読みました文章ですが、不履行及び大量破壊兵器云々ということを言っているわけで、具体的な国家における大量破壊兵器の武装解除の話が根拠であるわけ

です。

それから二番目の、自衛隊の派遣を考えていないと私が言ったということでございますけれども、私はちょっとそこについては、武力行使をしないということは申し上げたかもしれませんが、でも、ほかのコンテュストで自衛隊の派遣をしませんということは申し上げたつもりはございません。

○小泉親司君 政府は、支援策の一つにテロ特措法による継続・強化ということを挙げました。私、強化ということをあえてこへ書き込んだというのが私は非常に重大な内容を持っているというふうに思いますが、私はこれまで自衛隊の補給支援、給油支援の問題について防衛庁長官に質問をしてまいりましたが、私、今までの事態とイラクでの攻撃が始まった時点、この時点というのは、私は明確に質的に異なっているというふうに思っています、もう一つはつきりさせていきたいと思いますが、実際に自衛隊がインド洋で米英艦を始め、八か国の軍艦に燃料の補給を行っておりますが、これがイラクの戦争とは全く関係ないんだというふうな保証は一体どこに、防衛庁長官、おありになるんですか。

○国務大臣(石破茂君) これは再三お答えをしておりますが、テロ特措法の目的というものがございいます。それぞれ私どもが給油をいたします相手方の国と日本国との間で交換公文を結びまして、そこに私どもが、テロ特措法に従ってこういう活動を行っておるということをお互いが確認をし、国家としてそれに署名をしておるわけですね。

国と国とが、いやくも国と国とが交換公文を結び、署名をしておる、それを信じるということ、私は保証だと思えます。そんなものは信じられないというふうな委員がおっしゃれば、それはそういうことなのかもしませんが、私どもは、国と国が私どもの立場をそのように申し上げ、補給を受ける国がそれを理解をしておる。その署名というものは、私は国と国との信用であり、それが

保証だというふうに考えております。

○小泉親司君 具体的な問題についてお聞きしますが、横須賀を母港としますキティーホーク、これは通常型空母でございます。この空母が現在イラク戦争に参戦しております。三月十九日のアメリカ海軍のニュースを見ますと、キティーホークはサザンウオッチ作戦と、つまりイラクの作戦と、それからアフガニスタンのいわゆるエンデュアリング、不朽の自由作戦、この二つの任務を併せ持つてやっているとこのようにホームページには出ております。

このキティーホークには、日本は燃料給油ができるんですか、できないんですか。

○国務大臣(石破茂君) 現在キティーホークに、現在までのところ私どもの補給艦がキティーホークに行ったという事実はありません。そしてまた、私どもはテロ特措法に従いまして補給活動を行っております。それに合致をするものであれば補給は可能でありまして、その目的を逸脱するようなものであれば補給はできない、そういうことです。

○小泉親司君 防衛庁長官ね、お互いこの問題は議論した話ですから、ちょっと、元へ戻さないで、つまり、自衛隊の補給艦が直接空母にやっていないなんていうのは知っている話なんです。あなただつて知っているじゃないですか。知っていて直接給油しないって、そんなことは当たり前なんです。私が言っているのは、自衛隊が米軍の補給艦に対して補給をする、その米艦が、米軍の補給艦が空母に補給しているんです。

あなたは、米軍の補給艦から空母にやるものは、アメリカを信用しているから我々は確かめないと云っておられる。これは予算委員会までの到達点なんです。戦争をやったんです、このときは。ところが今度は戦争が始まった。実際に、それじゃあなたは、キティーホーク、この空母に対して、あなた自身は、今私が指摘しましたように三月十九日の時点では、これは二つの任

務を持つてやっていると、これには燃料給油を、米艦の補給艦を通してそれはやれることができるんですか、できないんですか。そこをはっきりさせてください。

○国務大臣(石破茂君) 委員がおっしゃいますように、戦争が始まったというところはございます。しかし、サウザンウオッチにいたしましてもノーザンウオッチにいたしましてもそうなんですが、それはテロ特措法というものは違う世界だと私は思っています。

そういうことに対して、つまりそういうようなテロ特措法の目的とは違う、九・一一そしてまた国連決議、それに基づいて行動をしているところのアメリカ、イギリス等の軍隊に対して私どもは補給を行うということが法律の趣旨なわけですね。

つまり、そこで行動をして、被補給船といえますか補給を受ける船、それはもうそういうものにしか従事しないということになっておるわけであつて、その趣旨を交換公文で交わしておるわけですから、そこは、本当に両国の信頼というものはそういうものであるというふうに考えておりますので、それがお答えになるかと存じます。

○小泉親司君 いや長官、長官はごまかされておられる。どこをごまかされているかという、私が言っているのは、一つの船がアフガニスタンの報復戦争とイラクの戦争を同時に任務を持つて遂行しているんです。あなた、それが、これはテロ特措法で認められるってあなたが主観的に言つたつて、それはその艦が二つの任務を持つていたときどうするんですか。それが、もしあなたの方の油がアメリカの補給艦を通じてイラクの戦争に使われても、じゃいいんだというお考えなんです。

○国務大臣(石破茂君) 別に私どもの油ではございませんで、日本国の油であるわけでございます。それがいいとか悪いとかいうお話ではございませんで、それが、法律の目的に従つて私どもは

行動しておる、そして日本国と合衆国との間にそのような交換公文が交わされており、それに従つてアメリカも法の趣旨を理解をし補給を受けておるといふことでございます。

さすれば、それが、例えば今、キティーのお話をなさいました。キティーホークのお話をなさいました。それがアフガニスタンとそしてまたイラク攻撃と同時にやっておるということがあつたらば、それは法の目的というものを外れる部分というのが出てくるわけだと思ひます。これは、あなたはその確証がありますか、それを確かめましたが、行つて一々見ましたかと言われれば、それはやっていないというふうに申し上げます。それは、両国の信頼というものはそういうもの

だということを申し上げておるわけです。

○小泉親司君 あなた、船が、一隻の船が二つの任務を持つていて、こつちは外れる部分だ、こつちは合法的な部分だ、そんなことが存在するわけじゃないんですか、あなた。そんなへ理屈を言つたつて駄目なんです。

もう一つ私は今度のイラク戦争の問題を調べましたけれども、アフガニスタンの、もうお手元に皆さんの資料を配付しておりますけれども、アフガニスタンの報復戦争のコンバットゾーン、戦闘区域と、現在のイラク戦争のコンバットゾーン、戦闘区域は完全に一致しているんです。このイラク戦争のコンバットゾーンは、これ湾岸戦争のときのコンバットゾーンだったんですから、つまり一九九一年の大統領命令で下されているもの。アフガニスタンのものは、ここにも表示しておりますように、二〇〇一年の段階で、二〇〇一年の十一月六日の段階で大統領の執行命令、エグゼクティブオーダーで命令されているもの。

このイラクのコンバットゾーンの中でも、自衛隊がこういう給油支援はできるんですか。

○国務大臣(石破茂君) これはテロ特措法を作りましてときから委員に御指摘をいただいていることとかなり似通つた部分があるかと思つており

ますが、要はそのコンバットゾーンについて何ですかということになるらうと思ひます。

コンバットゾーンというのは何かといへば、それはもう何度も国会において答弁がなされておりますが、コンバットゾーンを指定することによりアメリカの軍人は免税や月単位での戦闘手当を受けるという、この福利厚生が受けられるような地域ということで、このコンバットゾーンというのは米軍が指定をしておるわけでございます。

米軍がそのような観点に基づきまして指定をした区域というものと、私どもの艦船が行動できる区域というものが、それは論理的な連関を持つて論ぜられるものだと私は考えております。

○小泉親司君 いや、防衛庁は一貫してコンバットゾーン、戦闘区域を福利厚生施設だ、福利厚生のな区域だ、こう言っているんです。

ところが、小泉総理の方はもつと進んでおりまして、率直に明快に言つておられる。何と言つていのかといひますと、このコンバットゾーン、「当分戦闘行為が行われない、戦場にはならない」という範囲はコンバットゾーンでもあり得るんですよ。そういうところには当然、物資協力なりのいろんな支援活動ができる。小泉総理の見解というのは、アフガニスタンの戦争のときは、あれはミサイルが飛んでこないからコンバットゾーンでも自衛隊がこれは協力支援活動ができるんだという見解だったんです。

そうなつたら、アフガニスタンのコンバットゾーンとイラクのコンバットゾーンが完全に一致しているということになつたら、イラクのコンバットゾーンでも自衛隊がこれを、物資協力の支援活動が可能だ。それは、自分が主観的にアフガニスタンをやっているつもりが、いつの間にかイラク戦争に現実になっているということになるじゃないですか、これ。

あなた、福利厚生施設つて、もう中谷防衛長官時代から一貫して防衛庁がためな話を言つて

えなさいよ、あなた、その戦闘区域の問題については。

○国務大臣(石破茂君) これはお言葉を返して恐縮ですが、でたためを申し上げておるわけではございません。この場において委員が国民を代表して、党を代表しておっしゃっておられるわけですから、それに対してでたためを答えておるような防衛庁では、従来から終始一貫して、ないつもりでございます。

私どもが申し上げておりますのは、これはアメリカの国防省に確認をして得た結果といたしまして申し上げております。すなわち、米軍人の福利厚生の見地からなされたもので、この指定により各米軍人はというふうに、先ほど私が答弁を申し上げたとおりでございます。

小泉総理がそのようにお答えになっておられるのは、これも一昨年の御議論かと思えますけれども、地域によってこれはコンバットゾーンと言うけれども、ここでは国と国との戦いじゃないわけですから、当分戦闘行為が行われない、戦場にはならないという範囲はコンバットゾーンでもあり得るということで、そういうところには当然物資協力なりいろんな支援活動ができる、でき得るということで、コンバットゾーンに指定をされたから全部それは軒並み駄目ですよということにはなりませんねということであって、私が先ほど、論理的に連関しませんねと申し上げたのは、その総理の答弁と趣旨は一緒でございます。

○小泉親司君 一言だけ。

主観的にアフガニスタンのコンバットゾーンに入って自分がやっていると言っているのが、いつの間にかイラクの、いわゆるイラク戦争に対するコンバットゾーンの中で自衛隊が事実上給油支援などをやっているというのは、私は重大な問題です。この点についてはやはり当然のこととして自衛隊が直ちに撤退すべきだと、私は戦争も直ちにやめるべきだということを要求して、私の質問を終わります。

○大田昌秀君 外務大臣にお伺いいたします。去る三月二十三日付けの共同通信の記事によりますと、アフガニスタン北東部のラグマン州で、同日、イラク戦争に反対する千人以上の市民のデモがあり、星条旗と英国旗のほか日の丸が焼かれたとあります。

諸外国における一連の反戦デモで日の丸が標的になったのは初めてだと思われませんが、日本の米国支持に対する事態に強い反発を買った結果と思われるのですが、外務大臣はどのような事態をどのように受け止めておられますか。お聞かせください。

○国務大臣(川口順子君) 今度の武力行使に関しまして、中東諸国からは我が国に対し、我が国の立場に対しては特に直接にこれといった反応はないというふう聞いております。今日、この後、私は東京にいる中東地域の大使の方とお会いしてお話をさせていただくつもりです。そこで、我が国の考え方なり立場については説明をしていきたいと思っております。

それから、いろいろな抗議行動が行われているということは承知をしておりますけれども、アフガニスタンのその具体的なケースについては、私としては確認していませんけれども、それから、我が国への抗議を中心にした抗議行動というのはあったという話は聞いておりませんが、いずれにしても、事態の進展は我が国としてもきちんと注視をしていかなければいけないというふうに思います。

○大田昌秀君 改めてお伺いしますけれども、一昨年九月十一日の米同時多発テロ事件で犠牲になった人々の数は幾らですか。また、米国によるその報復戦争とも言えるアフガニスタン戦争で民間人の犠牲者の数はどれくらいになっておりますか。政府が把握している程度で教えてください。

○政府参考人(安藤裕康君) 米同時多発テロ事件の犠牲者の数でございますけれども、まだ確定

はしていないというふうに承知しておりますが、ニューヨークの世界貿易センター、国防省及びペンシルベニア州近郊を合わせ、その犠牲者の数は約三千名というふうに承知しております。

それから、アフガニスタンでのテロ掃討作戦での民間人の犠牲者数並びに負傷者数でございますけれども、これはアフガニスタン政府等からこれまでの集計した犠牲者数に関する正式な発表はございません。アフガニスタン政府や国際人権団体も、現時点での信頼のおける調査は不可能ということを行っているというふうに承知しております。

○大田昌秀君 これは通告はしてありませんが、関連して、イラクに対するこれまでの経済制裁による直接的、間接的な結果による犠牲者の数というのはいくらくらいになっているか、御存じですか。

○政府参考人(安藤裕康君) 経済制裁による犠牲者とおっしゃいましたけれども、その場合の犠牲者というものの定義が必ずしもよく分かりませんが、けれども、御案内のように、イラクに対しては湾岸戦争後経済制裁が科されたわけでございまして、それによっていろいろな経済的な被害が生じていることは事実でございます。その結果、イラク国民の一般の生活も非常に苦しくなっているというところで、その結果、いろいろな飢えた方等の数があるいは出ている可能性はございます。

今、手持ちにそれ、手持ちの資料として具体的な数は持つておりませんが、そういうイラクの国内における人道状況に対応するために国連はオイル・フット・フード計画というのを作りまして、石油の売却代金をそういうような人道的な状況に対する救済措置に使うということで、九〇年代の半ば以来ずっと措置を講じてきているというふうに承知しております。

○大田昌秀君 この種の犠牲者の数というものは、今回の対イラク戦争を考える上でも非常に大事だと思えますし、私はイラク戦争で、米国はで

きるだけ民間人には犠牲を被らせないように努力するということをやっているかと先ほど外務大臣は答えてありましたけれども、一たび戦争が始まったらいや応なしに民間人の犠牲者の数が正規の軍人の数よりも増えるということは、これまでの戦争の歴史を振り返ってみればはつきり分かります。

ちよつと失礼ですが、外務大臣は去る沖縄戦で軍人と民間人が犠牲になったその比率を御存じですか。

○国務大臣(川口順子君) 比率自体は存じていませんが、民間人の犠牲の方が多かったということは知っています。

○大田昌秀君 ほは、どれくらい大きいとお考えですか。

○国務大臣(川口順子君) ええとですね、二十……

○大田昌秀君 結構です。ただ、ここで申し上げたいことは、私はこれまで調べたことがありまして、一たび戦争になると、軍部がどのような対応策を講じようとも、不可避的に民間人の犠牲者の数ははるかに大きくなるということですね。これを申し上げて、一刻も早く今の戦争をやめさせるように、我が政府が積極的に主体的に働き掛けることをお願いしたいと思います。

さて、次に防衛庁にお伺いしたいと思います。が、平成十五年度の防衛予算案の基礎となる業務計画の基本方針には、中期防衛力整備計画の第三年度目として六項目の重点事項が列挙されております。これを前年度と比較してみますと、前年度の基本方針の第三項にありました「国際平和に貢献する、世界からより尊敬される自衛隊を目指す。」という項目が消えておりますが、どうしてこれ消えたんでしょうか。もう既に世界から信頼されているとお考えですか。これ、ちよつと通告にありませんが、常識的に。

○国務大臣(石破茂君) それは申し訳ありません

ん。通告がございませんでしたというのは何の言い訳にもなりません、御指摘のように、世界から尊敬されるようになったので消えたというような不遜な考えは持っておりません。それは恐らくほかの事業に代える形で生きておるのだらうというふうな考えておりますが、即刻調べまして、御報告は申し上げます。

○大田昌秀君 いま一つ、防衛庁、防衛施設庁でも結構ですが、お伺いしますが、せんだつての委員会でSACOの問題と関連して、普天間の代替施設について用地造成の費用は約三千三百億というお答えをいただきました。これはあくまでも滑走路建設などの埋立ての予算だと思ふんですが、上物を含めて全体として、後年度負担なんかもお考えいただいて、トータルとしてどれくらい見積もっておられるか、お聞かせください。

○政府参考人(生澤守君) 昨年七月に開催された第九回代替施設協議会におきまして、建設費については約三千三百億円と示したところでございます。なお、この建設費の積算の対象となつてゐるのは、護岸、埋立て及び連絡橋等でありまして、いわゆる上物工事である建物や滑走路等については含んでおりません。

全体の建設費用であります、施設配置の検討等を踏まえまして算出する必要があることから、現時点では見積もっていない状況でございます。

○大田昌秀君 一つの大きなプロジェクトを計画される場合、トータルの予算のある程度の見積りもしないでやるということはあるんですか。

○政府参考人(生澤守君) これは埋立てでやるか、杭式橋でやるかという検討から始めましたので、その基礎となる土台といえますか、そういうものがどのような経費になるかというところの見積りをしたという段階でございます。

○大田昌秀君 ずっと前から問題にしておりますけれども、外務大臣も防衛庁長官もSACOの最終報告を忠実に実行することが基地の整理縮小に

つながるとおっしゃっているわけですが、SACOの最終報告のトータルの建設費はどれだけ見積もられておりますか——御存じなければ結構です。これは調べておいていただきたいと思ひます。

次に、内閣府にお願いいたします。

三月二十五日付けの沖縄の地元の新聞で、県のリゾート局観光振興課によりまして、三月二十四日までに既に沖縄への修学旅行をキャンセルした学校は十八校に上つておまして、三千八百十一人がキャンセルをしております。また、一般団体客は二十団体、合計千五百八十九人が修学旅行生と合わせると合計四千六百七十人が旅行をキャンセルしておりますが、イラク戦争の影響がこの間の沿岸戦争の影響のように非常に沖縄の経済にある意味で致命的な打撃を与えるおそれがありますが、その問題についてどうお考えですか。ちなみに、今年の一月から十二月にかけての予約は修学旅行で千七百校、そして団体客を合わせると三十三万人が予定されておりますけれども、この戦争がこのまま続くとなると今申し上げたように基地経済に大きな打撃を与えると思ひますが、どういうふうにご理解しておられますか。

○政府参考人(武田宗高君) イラク攻撃が開始されておまして、沖縄への修学旅行のキャンセルが生じてきております。数字につきましては、今、委員御指摘のとおりでございます。

このような中、内閣府といたしましては、これまで沖縄県と緊密に連絡を取りながら、それぞれの役割分担の下での確な対応に努めてまいっております。

まず、沖縄県におきましては、最近の厳しい国際情勢が報道される中で、まず各都道府県等の教育長あてに二月二十五日付けで、県民生活や観光の現状など沖縄県の実況について正確に理解してもらつたための文書、また旅行会社に対しまして三月十日付けで文書を発出したところでございます。また、イラク攻撃が開始されたのを受けまし

て、更に各都道府県知事等に対しまして、再度、沖縄県の現状について正確に理解してもらつたための文書を三月二十四日に発出するなどの対応を取つておるところでございます。また、観光業界等からの情報収集や修学旅行予定校への情報発信ということ強化するために、観光リゾート局内に緊急対策班を設置しておるところでございます。

内閣府といたしましても、既に現在推進中でございます観光強化キャンペーンという、こういうものの実施、これに加えまして、特別調整費を機動的に活用して沖縄の観光をアピールすべく、中学校、高等学校等約二千校に修学旅行のしおり、あるいはビデオテープ等を作成して発送する、修学旅行生確保緊急対策事業を今般新たに実施することとするなど、県とも連携しながら対応を図つてきておるところでございます。

今後とも、沖縄県とも十分連携協力しながら、情勢の変化に的確にまた機動的に対応してまいり所存でございます。

○大田昌秀君 最後に、同じく内閣府にお伺いします。

○委員長(松村龍二君) 時間が過ぎておりますので簡潔にお願いします。

○大田昌秀君 仮称の沖縄科学技術大学院大学の構想についてですが、この大学の性格は国立ですか、公立ですか、私立ですか、どういう性格を持っていますか。

○政府参考人(武田宗高君) ここで構想されております大学院大学につきましては、国際的かつ可能な限り柔軟な運営を行うことを目指すことにしております。それによつて設置形態ということで、具体的には今後設置されます評議会において議論を行うこととしておりますが、基本的には国が支援する国設民営型の私立大学を現在のところ念頭に置いて検討を進めておるところでございます。

○大田昌秀君 あと一つだけ簡単な質問、お伺い

します。
あの大学の建設費はどれくらい掛かりますか。それから運営費はどれくらい掛かると見積もっておられますか。

○政府参考人(武田宗高君) 現在のところのアウトラインと申しますか、そういう中では、建設費八百、それから運営費二百億という数字が出されておりますが、具体的には今後先ほど申しました評議会における構想検討の中で詰めを行つていくということになるかと思ひます。

○大田昌秀君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(松村龍二君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、ILO第百七十五号条約(パートタイム労働条約)の批准に関する請願(第六六三三号)(第六六四号)

一、有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願(第七二六六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)

一、ILO第百七十五号条約(パートタイム労働条約)の批准に関する請願(第七五二一号)

一、有事関連法案反対に関する請願(第七五二二号)(第七六一号)

一、有事法制成立反対に関する請願(第七八一号)

一、有事関連法案反対に関する請願(第七九二号)

一、イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願(第七九三三号)

一、有事関連法案反対に関する請願(第七九四号)

第六六三三号 平成十五年三月七日受理

ILO第百七十五号条約(パートタイム労働条約)

の批准に関する請願

請願者 宮城県宮城郡松島町高城字元釜家
三ノ一三 及川悦子 外二千六十六
二名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第六六四号 平成十五年三月七日受理

ILO第百七十五号条約(パートタイム労働条約)
の批准に関する請願

請願者 札幌市南区澄川四ノ二ノ一三ノ二
〇 杉崎敏恵 外三千三百四十五
名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第七二六号 平成十五年三月十日受理

有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための
法律制定に関する請願

請願者 佐賀市光三ノ一四ノ四二三 平田
英明

紹介議員 陣内 孝雄君

国家の平和と安全を守り、国民の生命と財産を
守ることは国家の第一義的な責任である。しか
し、さきの日朝首脳会談において北朝鮮が認めた
拉致・工作船による国家犯罪がまかり通っていた
ように、我が国における安全保障政策は決して十
分とは言えない。日本人拉致は政府が認定した以
外にも多数に上ると見られ、また工作船は対空ミ
サイルなどを重武装する軍艦並みの威力を持って
いることが判明している。こうした事態を踏ま
え、我が国の安全保障政策を抜本的に見直すべき
と思われる。さきの国会では「武力攻撃事態法案」
「自衛隊法改正案」「安全保障会議設置法改正案」の
いわゆる有事三法案が継続審議となったが、これ
らを今国会で早急に制定する必要がある。また、
有事の際に国民の生命、身体及び財産保護を図る
国民保護法制も併せて成立させることが望まれ

る。さらに、拉致を許した背景として、我が国に
は他国に必ず存在するスパイ防止のための法律が
なく、それゆえに工作員が容易に侵入し活動した
と指摘されていることを踏まえ、スパイ防止のた
めの法律を制定することも不可欠と言える。

については、次の事項について実現を図られた
い。

一、有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のた
めの法律を早急に国会で成立させること。

第七二七号 平成十五年三月十日受理

有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための
法律制定に関する請願

請願者 福井市高木町七八ノ一三 屋敷勇
紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七二八号 平成十五年三月十日受理

有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための
法律制定に関する請願

請願者 長野市栗田東番場五七二ノ三 両
角宗晴

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七二九号 平成十五年三月十日受理

有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための
法律制定に関する請願

請願者 佐賀市光三ノ一四ノ四二三 石橋
靖民

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七五一号 平成十五年三月十日受理

ILO第百七十五号条約(パートタイム労働条約)
の批准に関する請願

請願者 札幌市清田区北野二条二ノ一〇ノ
二五 佐々木ひろ子 外二千七十

六名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第七五二号 平成十五年三月十日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市上屋敷町一ノ一ノ
七ノ四 鶴田幸作 外二百五十五
名

紹介議員 測上 貞雄君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第七六一号 平成十五年三月十一日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県座間市座間一ノ三、二六
九ノ一 高久光男 外七十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第七八二号 平成十五年三月十一日受理

有事法制成立反対に関する請願

請願者 福岡県糟屋郡久山町久原三、五五
五ノ一六 玉石勝次 外二百二十
二名

紹介議員 池田 幹幸君

政府は、テロ対策や不審船対策が必要だとして
有事法制を国会に提出している。しかし、有事法
制は戦争を遂行するための制度である。テロ対策
や不審船対策は、国際法や国内法に基づき犯罪と
して取り締まるものであり、警察と海上保安庁な
どで対応すべきものである。政府自身、今、日本
に武力攻撃を企てるような勢力はいないことを認
めているにもかかわらず、戦争を放棄した憲法第
九条を持つ日本が、戦争を準備することなど問
違っている。日本は平和のための外交努力と国際
貢献こそすべきである。アジア諸国もこうした日
本を望んでいる。有事法制は、アメリカの戦争
に、日本が参加し、国民を総動員するためのもの

である。自衛隊や米軍の軍事行動を何よりも優先
し、国民の土地や財産を取り上げ、戦争への協力
を強制するものである。地方自治体も、民間会社
も、一般市民も、戦争に強制的に協力させられ
る。これは、憲法第九条をじゅうりんし、言論・
表現の自由や、身体の自由など基本的な人権を踏み
にじるもので、絶対に許されない。

については、次の事項について実現を図られた
い。

一、有事法制の立法化を行わないこと。
二、憲法第九条を守ること。

第七九二号 平成十五年三月十三日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市三春町五ノ八一
池谷晴美 外十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第七九三号 平成十五年三月十三日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 神奈川県横須賀市平作一ノ九ノ二
二 酒井敬三 外千九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第七九四号 平成十五年三月十三日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 福岡県飯塚市大字下三緒一七八ノ
三七 塩見ゆう子 外六百九十八
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に
勤務する外務公務員の給与に関する法律の一

部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「兼勤手当」を削り、同条第五項第一号中「六歳」を「四歳」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第九条の二第一項中「在勤地」の下に「(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める在勤地をいう。以下同じ。)」を加え、「第二十号」を「第十八条」に改め、

め、「又は兼勤手当」を削り、「これらの手当」を「当該手当」に改める。

第十二条第一項中「家賃の額」の下に「(から政令で定める額を控除した額)を加える。

第十三条中「又は兼勤手当」を削り、「これらの手当」を「当該手当」に改める。

第十六条中「百分の二十三」を「百分の十」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十七条ただし書中「但し」を「ただし」に、「十五日」を「六十日」に改める。

第十八条及び第十九条を削り、第二十条を第十八条とし、第二十条の二を第十九条とし、第二十条の三を第二十条とする。

別表第一 在外公館の名称及び位置(第一条関係)

一 大使館

地域	名	国	位置
アジア	在インド日本国大使館 在インドネシア日本国大使館 在カンボジア日本国大使館 在シンガポール日本国大使館 在スリランカ日本国大使館 在タイ日本国大使館 在大韓民国日本国大使館 在中華人民共和国日本国大使館 在ネパール日本国大使館 在パキスタン日本国大使館 在バングラデシュ日本国大使館 在東ティモール日本国大使館 在フィリピン日本国大使館 在ブータン日本国大使館 在ブルネイ日本国大使館 在ベトナム日本国大使館 在マレーシア日本国大使館 在ミャンマー日本国大使館 在モルディブ日本国大使館 在モンゴル日本国大使館 在ラオス日本国大使館	インド インドネシア カンボジア シンガポール スリランカ タイ 大韓民国 中華人民共和国 ネパール パキスタン バングラデシュ 東ティモール フィリピン ブータン ブルネイ ベトナム マレーシア ミャンマー モルディブ モンゴル ラオス	ニューデリー ジャカルタ プノンペン シンガポール コロンボ バンコク ソウル 北京 カトマンズ イスラマバード ダッカ デイリ マニラ ティンブ バンダルスリプガワン ハノイ クアラルンプール ヤンゴン マレ ウランバートル ビエンチャン

大洋州	在オーストラリア日本国大使館 在キリバス日本国大使館 在サモア日本国大使館 在ソロモン日本国大使館 在ツバル日本国大使館 在トンガ日本国大使館 在ナウル日本国大使館 在ニュージーランド日本国大使館 在バヌアツ日本国大使館 在パプアニューギニア日本国大使館 在パラオ日本国大使館 在フィジー日本国大使館 在マーシャル日本国大使館 在ミクロネシア日本国大使館	オーストラリア キリバス サモア ソロモン ツバル トンガ ナウル ニュージーランド バヌアツ パプアニューギニア パラオ フィジー マーシャル ミクロネシア	キャンベラ タラワ アピア ホニアラ フナフティ ヌクアロファ ナウル ウェリントン ポートビラ ポートモレスビー コロール スバ マジュロ コロニア
北米	在アメリカ合衆国日本国大使館 在カナダ日本国大使館	アメリカ合衆国 カナダ	ワシントン オタワ
中南米	在アルゼンチン日本国大使館 在アンティグア・バーブーダ日本国大使館 在ウルグアイ日本国大使館 在エクアドル日本国大使館 在エルサルバドル日本国大使館 在ガイアナ日本国大使館 在キューバ日本国大使館 在グアテマラ日本国大使館 在グレナダ日本国大使館 在コスタリカ日本国大使館 在コロンビア日本国大使館 在ジャマイカ日本国大使館 在スリナム日本国大使館 在セントクリストファー・ネイビス日本国大使館 在セントビンセント日本国大使館 在セントルシア日本国大使館 在チリ日本国大使館	アルゼンチン アンティグア・バーブーダ ウルグアイ エクアドル エルサルバドル ガイアナ キューバ グアテマラ グレナダ コスタリカ コロンビア ジャマイカ スリナム セントクリストファー・ネイビス セントビンセント セントルシア チリ	ブエノスアイレス セントジョンズ モンテビデオ キト サンサルバドル ジョージタウン ハバナ グアテマラ セントジョージズ サンホセ ボゴタ キングストン パラマリボ バセテール キングスタウン カストリーズ サンティアゴ

		在ドミニカ日本国大使館 在下ドミニカ共和国日本国大使館 在下トリニダード・トバゴ日本国大使館 在ニカラグア日本国大使館 在ハイチ日本国大使館 在パナマ日本国大使館 在バハマ日本国大使館 在パラグアイ日本国大使館 在バルバドス日本国大使館 在ブラジル日本国大使館 在ベネズエラ日本国大使館 在ベリーズ日本国大使館 在ベルー日本国大使館 在ボリビア日本国大使館 在ホンジュラス日本国大使館 在メキシコ日本国大使館	ドミニカ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ニカラグア ハイチ パナマ バハマ パラグアイ バルバドス ブラジル ベネズエラ ベリーズ ベルー ボリビア ホンジュラス メキシコ
欧州	在アイスランド日本国大使館 在アイルランド日本国大使館 在アゼルバイジャン日本国大使館 在アルバニア日本国大使館 在アルメニア日本国大使館 在アンドラ日本国大使館 在イタリア日本国大使館 在ウクライナ日本国大使館 在ウズベキスタン日本国大使館 在英国日本国大使館 在エストニア日本国大使館 在オーストリア日本国大使館 在オランダ日本国大使館 在カザフスタン日本国大使館 在キプロス日本国大使館 在ギリシャ日本国大使館 在キルギス日本国大使館	アイスランド アイルランド アゼルバイジャン アルバニア アルメニア アンドラ イタリア ウクライナ ウズベキスタン 英国 エストニア オーストリア オランダ カザフスタン キプロス ギリシャ キルギス	ロゾー サントドミンゴ ポートオブスペイン マナグア ポルトープランス パナマ ナッソー アスンシオン ブリッジタウン ブラジリア カラカス ベルモパン リマ ラパス テグシガルバ メキシコ
		レイキャビク ダブリン バクー ティラナ エレバン アンドララベリヤ ローマ キエフ タシケント ロンドン タリン ウィーン ハーグ アルマティ ニコシア アテネ ビシュケク	

在グルジア日本国大使館
 在クロアチア日本国大使館
 在サンマリノ日本国大使館
 在スイス日本国大使館
 在スウェーデン日本国大使館
 在スペイン日本国大使館
 在スロバキア日本国大使館
 在スロベニア日本国大使館
 在セルビア・モンテネグロ日本国大使館
 在タジキスタン日本国大使館
 在チェコ日本国大使館
 在デンマーク日本国大使館
 在ドイツ日本国大使館
 在トルクメニスタン日本国大使館
 在ノルウェー日本国大使館
 在バチカン日本国大使館
 在ハンガリー日本国大使館
 在フィンランド日本国大使館
 在フランス日本国大使館
 在ブルガリア日本国大使館
 在ベラルーシ日本国大使館
 在ベルギー日本国大使館
 在ポーランド日本国大使館
 在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館
 在ポルトガル日本国大使館
 在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館
 在マルタ日本国大使館
 在モルドバ日本国大使館
 在ラトビア日本国大使館
 在リトアニア日本国大使館
 在リヒテンシュタイン日本国大使館
 在ルーマニア日本国大使館
 在ルクセンブルク日本国大使館
 在ロシア日本国大使館

グルジア
 クロアチア
 サンマリノ
 スイス
 スウェーデン
 スペイン
 スロバキア
 スロベニア
 セルビア・モンテネグロ
 タジキスタン
 チェコ
 デンマーク
 ドイツ
 トルクメニスタン
 ノルウェー
 バチカン
 ハンガリー
 フィンランド
 フランス
 ブルガリア
 ベラルーシ
 ベルギー
 ポーランド
 ボスニア・ヘルツェゴビナ
 ポルトガル
 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
 マルタ
 モルドバ
 ラトビア
 リトアニア
 リヒテンシュタイン
 ルーマニア
 ルクセンブルク
 ロシア

トビリシ
 ザグレブ
 サンマリノ
 ベルン
 ストックホルム
 マドリード
 プラチスラバ
 リュブリャナ
 ベオグラード
 ドウシャンベ
 プラハ
 コペンハーゲン
 ベルリン
 アシガバット
 オスロ
 ブダペスト
 ヘルシンキ
 パリ
 ソフィア
 ミンスク
 プリュッセル
 ワルシャワ
 サラエボ
 リスボン
 スコピエ
 バレツタ
 キシニョフ
 リガ
 ビリニウス
 ファドーツ
 ブカレスト
 ルクセンブルク
 モスクワ

中東

アフリカ

在アフガニスタン日本国大使館
 在アラブ首長国連邦日本国大使館
 在イエメン日本国大使館
 在イスラエル日本国大使館
 在イラク日本国大使館
 在イラン日本国大使館
 在オマーン日本国大使館
 在カタール日本国大使館
 在クウェート日本国大使館
 在サウジアラビア日本国大使館
 在シリア日本国大使館
 在トルコ日本国大使館
 在バーレーン日本国大使館
 在ヨルダン日本国大使館
 在レバノン日本国大使館

アフガニスタン
 アラブ首長国連邦
 イエメン
 イスラエル
 イラク
 イラン
 オマーン
 カタール
 クウェート
 サウジアラビア
 シリア
 トルコ
 バーレーン
 ヨルダン
 レバノン

カブール
 アブダビ
 サヌア
 テルアビブ
 バグダッド
 テヘラン
 マスカット
 ドーハ
 クウェート
 リヤド
 ダマスカス
 アンカラ
 マナーマ
 アンマン
 ベイルート

在アルジェリア日本国大使館
 在アンゴラ日本国大使館
 在ウガンダ日本国大使館
 在エジプト日本国大使館
 在エチオピア日本国大使館
 在エリトリア日本国大使館
 在ガーナ日本国大使館
 在カーボヴェルデ日本国大使館
 在ガボン日本国大使館
 在カメルーン日本国大使館
 在ガンビア日本国大使館
 在ギニア日本国大使館
 在ギニアビサウ日本国大使館
 在ケニア日本国大使館
 在コートジボワール日本国大使館
 在コモロ日本国大使館
 在コンゴ共和国日本国大使館
 在コンゴ民主共和国日本国大使館

アルジェリア
 アンゴラ
 ウガンダ
 エジプト
 エチオピア
 エリトリア
 ガーナ
 カーボヴェルデ
 ガボン
 カメルーン
 ガンビア
 ギニア
 ギニアビサウ
 ケニア
 コートジボワール
 コモロ
 コンゴ共和国
 コンゴ民主共和国

アルジェ
 ルアンダ
 カンパラ
 カイロ
 アデイスアベバ
 アスマラ
 アクラ
 プライア
 リーブルビル
 ヤウンデ
 バンジュール
 コナクリ
 ビサウ
 ナイロビ
 アビジャン
 モロニ
 プラザビル
 キンシャサ

在サントメ・プリンシペ日本国大使館
 在ザンビア日本国大使館
 在シエラレオネ日本国大使館
 在ジブチ日本国大使館
 在ジンバブエ日本国大使館
 在スーダン日本国大使館
 在スワジランド日本国大使館
 在セーシェル日本国大使館
 在赤道ギニア日本国大使館
 在セネガル日本国大使館
 在ソマリア日本国大使館
 在タンザニア日本国大使館
 在チャド日本国大使館
 在中央アフリカ日本国大使館
 在チュニジア日本国大使館
 在トーゴ日本国大使館
 在ナイジェリア日本国大使館
 在ナミビア日本国大使館
 在ニジェール日本国大使館
 在ブルキナファソ日本国大使館
 在ブルンジ日本国大使館
 在ベナン日本国大使館
 在ボツワナ日本国大使館
 在マダガスカル日本国大使館
 在マラウイ日本国大使館
 在マリ日本国大使館
 在南アフリカ共和国日本国大使館
 在モーリシャス日本国大使館
 在モーリタニア日本国大使館
 在モザンビーク日本国大使館
 在モロッコ日本国大使館
 在リビア日本国大使館
 在リベリア日本国大使館

サントメ・プリンシペ
 ザンビア
 シエラレオネ
 ジブチ
 ジンバブエ
 スーダン
 スワジランド
 セーシェル
 赤道ギニア
 セネガル
 ソマリア
 タンザニア
 チャド
 中央アフリカ
 チュニジア
 トーゴ
 ナイジェリア
 ナミビア
 ニジェール
 ブルキナファソ
 ブルンジ
 ベナン
 ボツワナ
 マダガスカル
 マラウイ
 マリ
 南アフリカ共和国
 モーリシャス
 モーリタニア
 モザンビーク
 モロッコ
 リビア
 リベリア

サントメ
 ルサカ
 フリータウン
 ジブチ
 ハラレ
 ハルツーム
 ムババーネ
 ビクトリア
 マラボ
 ダカール
 モガディシオ
 ダルエスサラーム
 ウンジャメナ
 バンギ
 チュニス
 ロメ
 アブジャ
 ウィントフック
 ニアメ
 ワガドゥグー
 ブジュンブラ
 ポルトノボ
 ハボローネ
 アンタナナリボ
 リロングウェ
 バマコ
 プレトリア
 ポーートルイス
 ヌアクショット
 マプト
 ラバト
 トリポリ
 モンロビア

在ルワンダ日本国大使館
在レソト日本国大使館

ルワンダ
レソト

キガリ
マセル

二 総領事館

地 域	名 称	位 置	
		国 名	地 名
アジア	在コルカタ日本国総領事館	インド	コルカタ
	在チェンナイ日本国総領事館	インド	チェンナイ
	在ムンバイ日本国総領事館	インド	ムンバイ
	在ジャカルタ日本国総領事館	インドネシア	ジャカルタ
	在スラバヤ日本国総領事館	インドネシア	スラバヤ
	在マカッサル日本国総領事館	インドネシア	マカッサル
	在メダン日本国総領事館	インドネシア	メダン
	在チェンマイ日本国総領事館	タイ	チェンマイ
	在済州日本国総領事館	大韓民国	済州
	在釜山日本国総領事館	大韓民国	釜山
	在広州日本国総領事館	中華人民共和国	広州
	在上海日本国総領事館	中華人民共和国	上海
	在瀋陽日本国総領事館	中華人民共和国	瀋陽
	在香港日本国総領事館	中華人民共和国	香港
	在カラチ日本国総領事館	パキスタン	カラチ
	在マニラ日本国総領事館	フィリピン	マニラ
	在ホーチミン日本国総領事館	ベトナム	ホーチミン
	在コタキナバル日本国総領事館	マレーシア	コタキナバル
	在ベナン日本国総領事館	マレーシア	ベナン
大洋州	在シドニー日本国総領事館	オーストラリア	シドニー
	在パース日本国総領事館	オーストラリア	パース
	在ブリスベン日本国総領事館	オーストラリア	ブリスベン
	在メルボルン日本国総領事館	オーストラリア	メルボルン
	在オークランド日本国総領事館	ニュージーランド	オークランド
	在ポートモレスビー日本国総領事館	パプアニューギニア	ポートモレスビー

北米	中南米	欧州
在アトランタ日本国総領事館 在アンカレジ日本国総領事館 在カンザスシティ日本国総領事館 在サンフランシスコ日本国総領事館 在シアトル日本国総領事館 在シカゴ日本国総領事館 在デトロイト日本国総領事館 在デンバー日本国総領事館 在ニューオリンズ日本国総領事館 在ニューヨーク日本国総領事館 在ハガツニヤ日本国総領事館 在ヒューストン日本国総領事館 在ポートランド日本国総領事館 在ボストン日本国総領事館 在ホノルル日本国総領事館 在マイアミ日本国総領事館 在ロサンゼルス日本国総領事館 在エドモントン日本国総領事館 在トロント日本国総領事館 在バンクーバー日本国総領事館 在モントリオール日本国総領事館	在クリチバ日本国総領事館 在サンパウロ日本国総領事館 在ベレン日本国総領事館 在ポルトアレグレ日本国総領事館 在マナウス日本国総領事館 在リオデジャネイロ日本国総領事館 在レシフェ日本国総領事館 在リマ日本国総領事館	在ミラノ日本国総領事館 在エディンバラ日本国総領事館 在ロンドン日本国総領事館 在ジュネーブ日本国総領事館
アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 カナダ カナダ カナダ カナダ カナダ カナダ	ブラジル ブラジル ブラジル ブラジル ブラジル ブラジル ブラジル ペルー	イタリア 英国 英国 スイス
アトランタ アンカレジ カンザスシティ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ニューオリンズ ニューヨーク ハガツニヤ ヒューストン ポートランド ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス エドモントン トロント バンクーバー モントリオール	クリチバ サンパウロ ベレン ポルトアレグレ マナウス リオデジャネイロ レシフェ リマ	ミラノ エディンバラ ロンドン ジュネーブ

中東	
在バルセロナ日本国総領事館 在ラスパルマス日本国総領事館 在デュッセルドルフ日本国総領事館 在ハンブルク日本国総領事館 在フランクフルト日本国総領事館 在ミュンヘン日本国総領事館 在ストラスブール日本国総領事館 在パリ日本国総領事館 在マルセイユ日本国総領事館 在ウラジオストク日本国総領事館 在サンクトペテルブルク日本国総領事館 在ハバロフスク日本国総領事館 在ユジノサハリンスク日本国総領事館	スペイン スベイン ドイツ ドイツ ドイツ ドイツ フランス フランス フランス ロシア ロシア ロシア アラブ首長国連邦 サウジアラビア トルコ
バルセロナ ラスパルマス デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール パリ マルセイユ ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク ユジノサハリンスク	

三 政府代表部

地域	名称	国	位置
北米	国際連合日本政府代表部 国際民間航空機関日本政府代表部	アメリカ合衆国 カナダ	ニューヨーク モントリオール
欧州	在ウィーン国際機関日本政府代表部 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 軍縮会議日本政府代表部 経済協力開発機構日本政府代表部 国際連合教育科学文化機関日本政府代表部 欧州連合日本政府代表部	オーストリア スイス スイス フランス フランス ベルギー	ウィーン ジュネーブ ジュネーブ パリ パリ ブリュッセル

一、大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	710,000	620,000	588,500	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	インドネシア	670,000	570,000	534,400	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	カンボジア	700,000	680,000	639,800	619,300	598,700	531,100	469,400	416,300	375,100	342,600	322,000	301,500
	シンガポール	570,000	530,000	497,300	477,400	457,500	397,800	338,100	298,400	258,600	238,700	218,800	198,900
	スリランカ	630,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	タイ	570,000	480,000	446,400	428,500	410,700	357,100	303,500	267,800	232,100	214,300	196,400	178,600
	大韓民国	700,000	590,000	553,800	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	中華人民共和国	750,000	600,000	560,000	538,500	517,000	451,500	387,100	342,000	299,000	275,200	253,800	232,300
	ネパール	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	パキスタン	620,000	580,000	549,000	530,000	511,100	450,500	393,500	348,500	310,500	284,400	265,400	246,500
	バングラデシュ	710,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
	東ティモール	630,000	610,000	583,300	565,000	546,700	485,900	431,000	382,400	345,800	315,500	297,200	278,900
	フィリピン	610,000	520,000	489,300	471,600	454,000	398,700	345,800	306,000	270,700	248,500	230,800	213,200
	ブータン	650,000	620,000	588,500	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
大洋州	ブルネイ	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ベトナム	670,000	630,000	594,200	573,400	552,600	486,600	424,200	375,600	334,000	306,100	285,300	264,500
	マレーシア	530,000	500,000	463,300	444,700	426,200	370,600	315,000	278,000	240,900	222,400	203,800	185,300
	ミャンマー	730,000	690,000	647,400	625,700	604,000	533,900	468,800	415,400	372,000	340,300	318,600	297,000
	モルディブ	610,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	モンゴル	740,000	720,000	679,500	657,300	635,200	562,800	496,400	440,100	395,800	361,600	339,500	317,300
	ラオス	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	オーストラリア	540,000	500,000	469,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	キリバス	640,000	620,000	585,300	566,000	546,800	484,200	426,600	378,200	339,700	310,500	291,300	272,100
	サモア	590,000	570,000	534,400	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	ソロモン	670,000	650,000	617,200	597,500	577,900	513,000	454,000	402,700	363,400	331,700	312,100	292,400
	ツバル	640,000	620,000	585,300	566,000	546,800	484,200	426,600	378,200	339,700	310,500	291,300	272,100
	トンガ	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ナウル	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
ニュージーランド	540,000	520,000	485,900	466,400	447,000	388,700	330,400	291,500	252,700	233,200	213,800	194,400	
パプアニューギニア	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000	

北米	パナマニューギニア	680,000	660,000	628,600	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
	バプオ	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	フィジー	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	マーシャル	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
中南米	ミクロネシア	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	アメリカ合衆国	810,000	630,000	587,600	555,000	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	カナダ	620,000	570,000	536,800	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	アルゼンチン	430,000	410,000	384,300	368,900	353,500	307,400	261,300	230,600	199,800	184,400	169,100	153,700
中南米	アンティグア・バーブーダ	640,000	620,000	582,600	560,200	537,800	469,600	402,500	355,500	310,800	286,100	263,700	241,400
	バルブアイ	460,000	440,000	412,500	396,000	379,500	330,000	280,500	247,500	214,500	198,000	181,500	165,000
	エカドル	610,000	590,000	557,000	536,700	516,300	452,900	391,900	346,600	305,900	281,000	260,600	240,300
	エルサルバドル	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	ガイアナ	550,000	530,000	500,500	482,400	464,300	407,700	353,500	312,700	276,500	253,900	235,800	217,700
	キューバ	760,000	730,000	692,600	669,100	645,600	570,100	499,600	442,600	395,600	362,100	338,600	315,100
	グアテマラ	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
	グレナダ	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	コスタリカ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	クロンビア	610,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	ジャマイカ	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	スリナム	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	セントクリストファー・ネー	640,000	620,000	582,600	560,200	537,800	469,600	402,500	355,500	310,800	286,100	263,700	241,400
	セントビンセント	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	セントルシア	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	トリニダード・トバゴ	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	ニカラグア	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
	ハイチ	730,000	710,000	668,100	646,400	624,700	553,700	488,600	433,200	389,800	356,100	334,400	312,800
	パナマ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	パナマ	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	パラグアイ	530,000	510,000	483,500	466,100	448,700	394,100	341,900	302,500	267,700	245,700	228,300	210,900
	バルバドス	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700

欧州	アラビア	580,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	ベネズエラ	520,000	510,000	475,200	457,100	439,000	383,700	329,500	291,100	254,900	234,600	216,500	198,400
	ペリース	630,000	610,000	574,000	553,000	532,000	466,500	403,400	356,800	314,800	289,100	268,100	247,100
	ペルー	690,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	ボリビア	690,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
	ホンジュラス	700,000	670,000	633,800	611,400	589,000	518,300	451,200	399,300	354,600	325,100	302,700	280,400
	メキシコ	630,000	590,000	548,700	527,700	506,700	442,500	379,400	335,200	293,200	269,800	248,800	227,800
	アイスランド	650,000	620,000	582,000	558,700	535,400	465,600	395,800	349,200	302,600	279,400	256,100	232,800
	アイルランド	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	アゼルバイジャン	700,000	680,000	639,400	616,800	594,200	522,800	455,000	402,700	357,500	327,800	305,200	282,600
	アルバニア	820,000	790,000	741,200	714,500	687,800	604,200	524,200	463,800	410,400	376,600	350,000	323,300
	アルメニア	730,000	710,000	667,700	643,900	620,200	545,400	474,200	419,700	372,200	341,400	317,600	293,900
	アンボラ	590,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	イタリヤ	690,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	ウクライナ	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
英国	ウズベキスタン	590,000	570,000	540,000	522,600	505,200	448,000	395,800	351,000	316,200	288,800	271,400	254,000
	エストニア	760,000	640,000	598,900	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	オーストリア	710,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
	オランダ	720,000	620,000	582,000	558,700	535,400	465,600	395,800	349,200	302,600	279,400	256,100	232,800
	カザフスタン	660,000	620,000	576,300	553,200	530,200	461,000	391,900	345,800	299,700	276,600	253,600	230,500
	キプロス	730,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600	306,000
	ギリシャ	610,000	590,000	548,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	キルギス	730,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600	306,000
	グルジア	700,000	680,000	639,400	616,800	594,200	522,800	455,000	402,700	357,500	327,800	305,200	282,600
	クロアチア	680,000	650,000	610,800	587,300	563,800	492,200	421,700	372,500	325,500	299,700	276,200	252,700
	サンマリノ	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	スイス	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	スウェーデン	600,000	570,000	536,800	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	スペイン	610,000	590,000	548,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	スロバキア	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	スロベニア	680,000	650,000	610,800	587,300	563,800	492,200	421,700	372,500	325,500	299,700	276,200	252,700
	セルビア・モンテネグロ	870,000	820,000	771,800	745,100	718,400	633,400	553,400	490,100	436,700	400,000	373,400	346,700

タジキスタン	680,000	660,000	623,000	603,100	583,200	517,600	457,900	406,200	366,400	334,500	314,600	294,700
チエコ	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
デンマーク	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
ドイツ	690,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
トルクメニスタン	730,000	710,000	667,700	643,900	620,200	545,400	474,200	419,700	372,200	341,400	317,600	293,900
ノルウェー	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
バチカン	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
ハンガリー	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
フィンランド	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
フランス	670,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
アルバニア	720,000	700,000	656,400	633,100	609,800	536,400	466,600	412,900	366,300	336,000	312,700	289,400
ベラルーシ	710,000	690,000	645,000	622,200	599,400	527,300	458,800	406,100	360,400	330,500	307,700	284,900
ベルギー	620,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
ポーランド	660,000	630,000	593,800	571,000	548,200	478,600	410,100	362,300	316,600	291,500	268,700	245,900
ボスニア・ヘルツェゴビナ	750,000	730,000	687,000	663,700	640,400	565,600	495,800	439,200	392,600	359,400	336,100	312,800
ボルトガル	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	760,000	740,000	690,000	663,300	636,600	555,500	475,500	420,000	366,600	337,600	311,000	284,300
マルタ	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
モルドバ	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
ラトビア	690,000	670,000	624,800	601,700	578,700	507,100	438,000	387,300	341,200	313,500	290,500	267,400
リトアニア	710,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
リヒテンシュタイン	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
ルーマニア	680,000	660,000	619,100	596,300	573,500	502,600	434,100	383,900	338,200	310,800	288,000	265,200
ルクセンブルク	600,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
ロシア	850,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
中東												
アフガニスタン	790,000	760,000	723,600	701,000	678,400	603,000	535,200	474,900	429,700	392,000	369,400	346,800
アラブ首長国連邦	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
イエメン	720,000	690,000	656,800	635,600	614,300	544,700	481,000	426,500	384,000	350,700	329,500	308,300
イスラエル	550,000	510,000	480,800	462,500	444,200	388,200	333,300	294,500	257,900	237,300	219,000	200,700
イラク	750,000	730,000	690,700	668,100	645,500	571,800	504,000	446,800	401,600	367,000	344,400	321,800
イラン	760,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600	306,000

アメリカ	オマーン	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
	カタール	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	クウェート	680,000	660,000	622,400	600,500	578,600	509,200	443,400	392,500	348,700	319,600	297,700	275,800
	サウジアラビア	720,000	680,000	641,800	620,300	588,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	シリア	610,000	590,000	557,000	536,700	516,300	452,900	391,900	346,600	305,900	281,000	260,600	240,300
	トルコ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	バーレーン	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	ヨルダン	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	レバノン	670,000	650,000	613,500	593,200	572,800	506,800	445,800	395,100	354,400	324,100	303,700	283,400
	アルジェリア	690,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
	アンゴラ	890,000	860,000	811,300	783,000	754,800	665,000	580,300	513,800	457,300	419,000	390,800	362,500
	ウガンダ	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	エジプト	640,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	エチオピア	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700
	エリトリア	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700
	ガーナ	700,000	680,000	645,500	624,700	603,900	535,600	473,200	419,700	378,100	345,300	324,500	303,700
アフリカ	カーボヴェルデ	700,000	680,000	641,800	620,300	588,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ガボン	700,000	680,000	641,800	620,300	588,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	カメルーン	720,000	700,000	662,500	641,000	619,500	549,200	484,800	429,900	386,900	353,400	332,000	310,500
	ガンビア	700,000	680,000	641,800	620,300	588,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ギニア	750,000	730,000	689,700	668,500	647,200	575,900	512,200	454,600	412,100	375,700	354,500	333,300
	ギニアビサウ	700,000	680,000	641,800	620,300	588,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ケニア	680,000	640,000	599,900	578,900	557,900	491,200	428,100	379,000	337,000	308,800	287,800	266,800
	コートジボワール	670,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	コモロ	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
	コンゴ共和国	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	コンゴ民主共和国	820,000	800,000	757,500	733,500	709,600	630,100	558,200	495,200	447,300	408,300	384,300	360,400
	サントメ・プリンシペ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ザンビア	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
	シエラレオネ	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	ジブチ	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700

ジンバブエ	830,000	810,000	754,800	726,500	698,300	611,100	526,400	465,300	408,800	375,900	347,700	319,400
スーダン	720,000	700,000	667,100	646,800	626,400	557,800	496,800	441,000	400,300	364,900	344,500	324,200
スロヴァン	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
セーシェル	630,000	610,000	574,000	553,000	532,000	466,500	403,400	356,800	314,800	289,100	268,100	247,100
赤道ギニア	700,000	680,000	641,800	620,300	588,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
セネガル	670,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
ソマリア	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
タンザニア	720,000	690,000	656,800	635,600	614,300	544,700	481,000	426,500	384,000	350,700	329,500	308,300
チャド	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
中央アフリカ	750,000	730,000	695,400	673,900	652,400	580,400	516,000	458,000	415,000	378,400	357,000	335,500
チュニジア	560,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
トーゴ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ナイジェリア	750,000	730,000	689,700	668,500	647,200	575,900	512,200	454,600	412,100	375,700	354,500	333,300
ナミビア	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
ニジェール	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ブルキナファソ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ブルンジ	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
ベナン	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ボツワナ	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
ブタガスカル	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ブラザイル	660,000	640,000	599,900	578,900	557,900	491,200	428,100	379,000	337,000	308,800	287,800	266,800
ブリ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
南アフリカ共和国	500,000	470,000	441,300	424,600	407,900	356,600	306,400	270,800	237,300	218,300	201,600	184,900
モーリシャス	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
モーリタニア	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
モザンビーク	680,000	660,000	628,600	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
モロッコ	560,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
リビア	620,000	600,000	572,100	554,200	536,400	476,900	423,300	375,600	339,900	310,100	292,200	274,400
リベリア	720,000	700,000	662,500	641,000	619,500	549,200	484,800	429,900	386,900	353,400	332,000	310,500
ルワンダ	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
レソト	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	610,000 円	598,600 円	578,000 円	511,300 円	449,600 円	398,500 円	357,300 円	326,800 円	306,200 円	285,700 円
	チェンナイ	580,000	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	ムンバイ	600,000	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	ジャカルタ	530,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	スラバヤ	550,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	マカッサル	560,000	540,800	521,400	459,500	401,200	355,200	316,400	289,800	270,400	251,000
	メダン	530,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	チェンマイ	440,000	428,500	410,700	357,100	303,500	267,800	232,100	214,300	196,400	178,600
	済州	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	釜山	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	広州	580,000	538,500	517,000	451,500	387,100	342,000	299,000	275,200	253,800	232,300
	上海	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	瀋陽	630,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	香港	590,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	カラチ	590,000	560,600	541,700	479,700	422,700	374,800	336,800	307,800	288,800	269,900
	マニラ	480,000	471,600	454,000	398,700	345,800	306,000	270,700	248,500	230,800	213,200
	ホーチミン	580,000	547,500	526,700	461,900	399,500	353,400	311,800	286,400	265,600	244,800
	コタキナバル	480,000	467,900	449,400	392,700	337,100	297,900	260,800	240,000	221,400	202,900
	ベナン	460,000	444,700	426,200	370,600	315,000	278,000	240,900	222,400	203,800	185,300
大洋州	シドニー	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	パース	460,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	ブリスベン	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	メルボルン	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	オークランド	480,000	466,400	447,000	388,700	330,400	291,500	252,700	233,200	213,800	194,400
	ポートモレスビー	620,000	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
北米	アトランタ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	サンカレジ	640,000	623,800	597,800	519,800	441,800	389,900	337,900	311,900	285,900	259,900
	カンザスシティ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	サンフランシスコ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	シアトル	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	シカゴ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000

中南米	デトロイト	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	デソバ	560,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ニューオリズ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ニューヨーク	690,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ハガツニヤ	620,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ヒューストン	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ポートランド	560,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ボストン	640,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ホノルル	640,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	マイアミ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
欧州	ロサンゼルス	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	エドモントン	530,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	トロント	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	バンクーバー	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	モントリオール	530,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	クリチバ	480,000	461,000	441,800	384,200	326,600	288,200	249,700	230,500	211,300	192,100
	サンパオロ	520,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	ベレン	520,000	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ポルトアレグレ	480,000	461,000	441,800	384,200	326,600	288,200	249,700	230,500	211,300	192,100
	マナウス	550,000	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
欧州	リオデジャネイロ	520,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	レシフェ	500,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	リマ	610,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	ミラノ	580,000	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	エディンバラ	590,000	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	ロンドン	590,000	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	ジュネーブ	580,000	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	バルセロナ	540,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	ラスパルマス	540,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	デューセルドルフ	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
欧州	ハンブルク	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	フランクフルト	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ミュンヘン	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ストラスブール	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500

ハビ	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
マルセイユ	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
ウラジオストク	720,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
サンクトペテルブルク	660,000	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
ハバロフスク	720,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
ユジノサハリンスク	690,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
中東										
ドバイ	570,000	554,800	532,700	465,100	398,700	352,200	307,900	283,400	261,300	239,100
ジッダ	610,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
イスタンブール	500,000	488,200	467,800	406,800	345,800	305,100	264,400	244,100	223,700	203,400

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	770,000 600,000	670,000 570,000	621,500 536,800	596,600 515,300	571,800 493,800	497,200 429,400	422,600 365,000	372,900 322,100	323,200 279,100	298,300 257,600	273,500 236,200	248,600 214,700
	欧州	ウイーン (在ウィーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) フリュッセル (欧州連合)	670,000 620,000 750,000 630,000 650,000 570,000 570,000 580,000	582,000 587,600 587,600 587,600 531,100 531,100 531,100 542,400	558,700 564,100 564,100 564,100 509,900 509,900 509,900 520,700	535,400 540,600 540,600 540,600 488,600 488,600 488,600 499,000	465,600 470,100 470,100 470,100 424,900 424,900 424,900 433,900	395,800 399,600 399,600 399,600 361,200 361,200 361,200 368,800	349,200 352,600 352,600 352,600 318,700 318,700 318,700 325,400	302,600 305,600 305,600 305,600 276,200 276,200 276,200 282,000	279,400 282,100 282,100 282,100 254,900 254,900 254,900 260,300	256,100 258,600 258,600 258,600 233,700 233,700 233,700 238,600	232,800 235,100 235,100 235,100 212,500 212,500 212,500 217,000

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

[illegible]

第二条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の二 総領事館の表欧州の項中 「在ラスパルマス日本国総領事館」 スペイン ラスパル

マス」を削る。

別表第二の二 総領事館の表欧州の項中 「ランパルマス」 540,000 526,100 504,200 438,400

372,600 328,800 285,000 263,000 241,100 219,200」を削る。

附 則

- 1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ及び在バリの各日本国総領事館に関する部分並びに第二条の規定は、政令で定める日から施行する。
- 2 在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合（外務省令で定める場合を除く。）その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成十五年四月四日印刷

平成十五年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C